

司法試験法の一部を改正する法律案説明要旨

この法律案は、司法試験が、合格までに極めて長期間を要し、そのため、法曹の後継者を適切に確保し、養成する上で多くの問題を生じている実情にかんがみ、より短い受験期間で合格し得る試験制度にすることを目的とするものでありまして、その要点は、次のとおりであります。

第一に、第二次試験の論文式試験の合格者を決定するに当たり、その一部を受験期間が短い者のうちから選ぶことができることとしております。

第二に、第二次試験の試験科目のうち非法律選択科目を廃止することとしております。

90.12.14 受相談

「まわし」「まわし」と
ふじりあつたといふ「ほかに」
は、優先関係は立
つといふと「まわし」
「まわし」×「まわし」
合格者のこと。

「まわし」は、(まわし)の
まわしを合格者の
10分の7にあたる数に
合格者のうちからその
合格者の中からあつた
の合格者の中からあつた
の合格者の中からあつた
し、残り...
合格者のこと。

丙案 (無制限七割優先、三回以内三割) 素案

H2・4・13 (調・参)

A 案

『司法試験法』

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。

2 前項の合議において第六條第二項 (論文) (口述) の試験の合格者を定めるに当

たっては、当該試験の全受験者のうちからその者の受験歴にかかわらず合格者を

定めるほかに、当該試験の受験が同条第一項の試験を初めて受験したときから三

年以内である者のうちから当該試験の最終合格者数のおおむね十分の三を超えな

い範囲内で合格者を定めることができる。

B 1 案

『司法試験法』

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。

2 前項の合議において第六條第二項 (及び第三項) の試験の合格者を定めるに当

たっては、当該試験の全受験者のうちから司法試験管理委員会規則で定める割合

による合格者を定めるほかに、当該試験の受験が同条第一項の試験を初めて受験

したときから三年以内である者のうちから合格者を定めることができる。

『司法試験法第八條第二項の規定による割合に関する規則』

司法試験法第八條第二項の規定による割合は、当該試験の最終合格者数のおお

池「受験資格」は「まわし」と
の位置付けが不明。

(1) 合格者数の決定方法
(2) 合格者の決定方法

(1) 計30%になるよう表現のあり。
(2) 10分の7 (原則)
(3) 前項の規定に照らし、10分の3以内...
エチ...

『司法試験第八条第二項の規定による基準に関する規則』

司法試験考査委員会において司法試験法第六条第二項（及び第三項）の試験の合格者を定めるに当たっては、当該試験の全受験者のうちからその者の受験歴にかかわらず合格者を定めるほかに、当該試験の受験が同条第一項の試験を初めて受験したときから三年以内である者のうちから当該試験の最終合格者数のおおむね十分の三を超えない範囲で合格者を定めるものとする。

乙案（五回以内八割優先、六回以上二割）

A案

『司法試験法』

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。

2 前項の合議において第六条第二項（及び第三項）の合格者を定めるに当たっては、当該試験の受験が同条第一項の試験を初めて受験したときから五年以内の者（以下、「五年以内受験者」という。）のうちから当該試験の最終合格者数のおおむね十分の八以上に相当する数の合格者を、五年以内受験者以外の受験者のうちで当該試験の成績が五年以内受験者の合格最低点以上にある者からその余の合格者を定めるものとする。

B案

『司法試験法』

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。

2 前項の合議において第六条第二項（及び第三項）の合格者を定めるに当たっては、当該試験の受験が同条第一項の試験を初めて受験したときから五年以内の者（以下、「五年以内受験者」という。）のうちから合格者を定めるほかに、五年以内受験者以外の受験者のうちで当該試験の成績が五年以内受験者の合格最低点以上にある者から当該試験の最終合格者数のおおむね十分の二を超えない範囲内でその余の合格者を定めるものとする。

『司法試験法』

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。

2 前項の合議において司法試験法第六条第二項（及び第三項）の合格者を定めるに当たっては、当該試験の受験が同条第一項の試験を初めて受験したときから五年以内である者（以下、「五年以内受験者」という。）及び五年以内受験者以外の受験者のうちから、それぞれ司法試験管理委員会規則で定める割合及び基準により、合格者を定めるものとする。

『司法試験第八条第二項の規定による割合及び基準に関する規則』

司法試験法第八条第二項に規定する割合及び基準は、五年以内受験者のうちから当該試験の最終合格者数のおおむね十分の八以上に相当する数の合格者を、五年以内受験者以外の受験者のうちで当該試験の成績が五年以内受験者の合格最低点以上にある者からその余の合格者を定めるものとする。

B 「一部規則委任案」

B 1 案

『司法試験法』

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。

10B 案
△別案(別案性)が認められる

2 前項の合議において第六条第二項の試験の合格者を定める場合には、まず、当該試験の全受験者のうちから合格者を定め、次に、当該試験の受験が同条第一項の試験（本法施行後の試験に限る。以下同）を初めて受験したときから三年以内である者のうちから合格者を定めるものとし、各合格者数の割合は、司法試験管理委員会規則で定める。

『司法試験法第六条第二項の試験の合格者数の割合に関する規則』

司法試験法第八条第二項後段の合格者数は、同項前段の合格者数のおおむね十分の三分の四（別案①）を超えない範囲内とする。

〔別案①〕当該試験の最終合格者数のおおむね十分の三

B 2 案

『司法試験法』

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。

2 前項の合議において第六条第二項の試験の合格者を定める場合には、まず、当該試験の全受験者のうちから合格者を定め、次に、当該試験の受験が同条第一項

お前案の案を採るべきではないかと
もともとこの案は採るべきではない

2016年11月
11月17日

の試験を初めて受験したときから三年以内である者のうちから司法試験管理委員
会規則で定める割合による合格者を定めるものとする。

『司法試験法第六条第二項の試験の合格者数の割合に関する規則』

司法試験法第八条第二項後段の合格者数は、同項前段の合格者数のおおむね十
分の四を超えない範囲内とする。

〔別案〕

司法試験法第八条第二項後段の合格者数は、当該試験の最終合格者数のおおむ
ね十分の三を超えない範囲内とする。

B3案

『司法試験法』

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。

2 前項の合議において第六条第二項の試験の合格者を定める場合には、まず、当
該試験の全受験者のうちから司法試験管理委員会規則で定める割合による合格者

を定め、次に、当該試験の受験が同条第一項の試験を初めて受験したときから三

年以内である者のうちから合格者を定めるものとする。

『司法試験法第六条第二項の試験の合格者数の割合に関する規則』

司法試験法第八条第二項前段の合格者数は、当該試験の最終合格者数のおおむ
ね十分の七以上とする。

△ 97.11.17

(△) 11月17日
11月17日

C 「法律全面書き込み案」

C1案

『司法試験法』

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。

2 前項の合議において第六条第二項の試験の合格者を定める場合には「別案①」、まず、当該試験の全受験者から「別案②」合格者を定め、次に、当該試験の受験が同条第一項の試験（本法施行後の試験に限る。以下同）を初めて受験したときから三年以内である者のうちから「別案③」右の合格者数のおおむね十分の四を超えない範囲内で合格者を定めるものとする。

〔別案①〕 第六条第二項の試験の合格者を定める合議に当たっては

〔別案② a〕 当該試験の全受験者からその受験成績に基づき

〔別案② b〕 受験歴にかかわらず

〔別案③〕 その受験成績に基づき

C2案

『司法試験法』

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。

2 前項の合議において第六条第二項の試験の合格者を定める場合には、まず、当該試験の全受験者から、当該試験の総合格者数のおおむね十分の七以上に相当す

る数について合格者を定め、次に、当該試験の受験が同条第一項の試験を初めて受験したときから三年以内である者のうちからその余の合格者を定めるものとする。

「このうちから、
試験を受けた者の中から
合格者を定める」と

C3案

『司法試験法』

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。

2 前項の合議において第六条第二項の試験の合格者を定める場合には、まず、当該試験の全受験者から合格者を定め、次に、当該試験の受験が同条第一項の試験を初めて受験したときから三年以内である者のうちから合格者を定めるものとする。

3 前項後段の合格者数は、同項前段の合格者数のおおむね十分の四〔別案①〕を超えない範囲内とする。

〔別案①〕当該試験の総合格者数のおおむね十分の三

素案（司法試験管理委員会規則の新設関係）

平二・一〇・八

「司法試験法第八条第二項の規定による司法試験第二次試験論文式による筆記試験の合格者の決定方法に関する規則」

第一条 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号。以下「法」という。）第八条第二項の規定により、司法試験考査委員の合議において司法試験第二次試験論文式による筆記試験の合格者を定める場合には、まず受験歴にかかわらず成績順に合格者を定めた後、その余の受験者のうち当該試験の受験が初めて第二次試験短答式による筆記試験（平成四年以降に行われるものに限る。）を受けたときから三年以内である受験者（以下、「三年以内受験者」という。）から、その成績順に合格者を定めるものとする。

第二条 前条の三年以内受験者から定める合格者数は、同条の受験歴にかかわらず定める合格者数のおおむね十分の四を超えない範囲内とする。

附則（施行期日等）

1 この規則は、平成四年一月一日から施行する。

2 第一条の規定にかかわらず、平成四年に行われた第二次試験を受けた者については、平成七年に行われる第二次試験論文式による筆記試験の合格者を定めるときに同条の規定を適用する場合に限り、^(高次の行政科試験)三年以内受験者とみなす。

3 法附則第四項の規定により第二次試験中短答式による筆記試験を免除された者^(高次の行政科試験)で論文式による筆記試験を受けた者及び法第六条六項の規定により平成四年に行われた第二次試験中筆記試験を免除された者で同年の口述試験を受けた者については、第一条の規定を適用するに当たっては、それぞれ当該受験した年の第二次試験短答式による筆記試験を受けた者とみなす。

(注) 高等試験行政科試験合格者(論文一部免除者)及び制度実施第一回目に口述試験のみを受験した者(筆記免除者)についての、受験歴カウントに関する手当てである。



第一条 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号。以下「法」という。）第八条第二項の規定により、司法試験考査委員の合議において司法試験第二次試験論文式による筆記試験の合格者を定める場合には、まず受験歴にかかわらず成績順に合格者を定めた後、その余の受験者のうち当該試験の受験が平成四年以降初めて第二次試験短答式による筆記試験を受けたときから三年以内である受験者（以下、「三年以内受験者」という。）から、その成績順に合格者を定めるものとする。

第二条 前条の三年以内受験者から定める合格者数は、同条の受験歴にかかわらず定める合格者数のおおむね十分の四を超えない範囲内とする。

10/8

素案「司法試験法の一部改正関係」

平二・一〇・八

第二次試験における教養選択科目の廃止関係

「司法試験法第六条の改正」

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

二 丙 案 関 係

(1) 「司法試験法第八条第二項の新設」

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。

(特別の法令等による例)

第八条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二次試験論文式による筆記試験の合格者を定める場合には、当該試験の成績により定めるほか、司法試験

管理委員会規則で定めるところにより、受験者の第二次試験の受験歴をも考慮して定めることができる。

（全法管委三〇四条）

(2) 「司法試験法第十七条第一項の改正」

第十七条第一項中「及び第六条第四項」を「、第六条第四項及

10/8 ① ② ③ ④ ⑤

10/8 管理委員... (注) 考査委員... ありはく。

び第八条第二項」に改める。

附則（施行期日等）

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に行われた第二次試験を受けた者の受験歴についてこの法律による改正後の第八条第二項の規定を適用する場合には、その者はその試験を受けなかったものとみなす。

① 平成五年の可能な所
△定例には、もと先。よして、
● 之を補正は定例に
● 平由り定例す。

① 受取証をとりと抽籤の結果は、そのとき、それと前歴に
す。以上、この公平なやりかたをせよと、これはすなわち、
② 抽籤の結果は、抽籤の結果は、抽籤の結果は、抽籤の結果は、
カウチトを始める。

10/8
① 前項に準ずる「形」の表現を工夫のこと。
③ それに「こと」本則「八条第二項」の旨を明らかにする。

③ 八条は、公平なやりかた。

素案「司法試験法の一部改正関係」

平二・一〇・一二

ペーパー毎
題意を全くとらえて
まわす

一 第二次試験における教養選択科目の廃止関係

『司法試験法第六条の改正』

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、

同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

二 丙案関係

(1) 『司法試験法第八条第二項の新設』

(第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。)

第八条に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二次試験の論文式による試験の合格者を

定める場合には、当該試験の成績により定めるほか、司法試験

管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部について

初めて第二次試験を受けたときからの期間（以下「受験期間

という。）をも考慮して定めることができる。

(2) 『司法試験法第十七条第一項の改正』

進捗事項
進捗事項
進捗事項

?

②

③

4

A

素案「司法試験管理委員会規則の新設関係」 平二・一〇・一二

「司法試験法第八条第二項の規定による司法試験第二次試験論文式による試験の合格者の決定方法に関する規則」

第一条 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号。以下「法」という。）第八条第二項の規定により、司法試験考査委員の合議において第二次試験の論文式による試験の合格者を定める場合には、まず受験歴にかかわらず成績順に合格者を定めた後、その余の受験者のうち平成四年以降初めて第二次試験の短答式による試験を受けたときから当該論文式による試験を受けるまでの受験期間が三年以内である受験者（以下、「三年以内受験者」という。）から、その成績順に合格者を定めるものとする。

2 受験者が、第二次試験の短答式による試験の一の科目について、試験を開始する時刻までに司法試験場内の試験室に出頭したときは、当該試験を受けたものとみなす。

第二条 前条の三年以内受験者から定める合格者数は、同条の受験歴にかかわらず定める合格者数のおおむね十分の四を超えない範

囲内とする。

附則（施行期日等）

1 この規則は、平成四年一月一日から施行する。

2 法附則第四項の規定により第二次試験において短答式による試験を免除された者で論文式による試験を受けた者及び法第六条六項の規定により平成四年に行われた第二次試験において筆記試験を免除された者で同年の口述試験を受けた者については、第一条の規定を適用するに当たっては、それぞれ当該受験した第二次試験における短答式による試験を受けた者とみなす。

3 第一条の規定にかかわらず、平成四年に行われた第二次試験を受けた者については、平成七年に行われる第二次試験論文式による試験の合格者を定めるときに同条の規定を適用する場合に限り、三年以内受験者とみなす。

（注）2項は、高等試験行政科試験合格者（論文一部免除者）及び制度実施第一回目に口述試験のみを受験した者（筆記免除者）についての、受験歴カウントに関する手当てである。

①

素案（司法試験法の一部改正関係）

平二・一〇・三〇

一 第二次試験における教養選択科目の廃止関係

『司法試験法第六条の改正』

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

二 丙案関係

(1) 『司法試験法第八条第二項の新設』

（第八条 司法試験の合格者は、司法試験審査委員の合議によって定める。）

第八条に次の四項を加える。

2 第二次試験の論文式による試験の合格者については、第三項及び第四項で定めるところにより、当該試験の成績により定めるほか、その一部につき、初めて第二次試験（平成五年以降に行われるものに限る。）を受験したときから当該論文式による試験を受けるまでの期間（以下「受験期間」という。）をも考慮

△
Ashtan...
誰...
は...
は...

して定めることができるものとする。

③ カウチングは
法律の必要と認められる
ものはあるか？

3 司法試験管理委員会は、司法試験の状況に照らして、受験者が比較的短い期間の受験で合格できるようにするために必要があるとき、司法試験管理委員会規則で、前項の受験期間の算定方法、受験期間の考慮の方法及び受験期間をも考慮して定めることができる合格者数の合格者総数中の割合を定めることができる。

④ は、考査委員の合議を主として
しる。
但し、少くとも、その半分以上
である。(17/18は)

4 第一項の規定により第二次試験の論文式による試験の合格者を定める場合においては、当該試験について必要があると認めるときは、前項の司法試験管理委員会規則で定めるところにより、第二項の規定によって合格者を定めることができる。

(2) 『司法試験法第十七条第一項の改正』
第十七条第一項中「及び第六条第四項」を「、第六条第四項及び第八条第二項」に改める。

附則（施行期日等）

この法律は、平成四年一月一日から施行する。ただし、第八

△法律の
施行期日
等

に四項を加える改正規定及び第十七条の改正規定は、平成五年
一月一日から施行する。

★
B 附 五 は、趣意を以てするに
あつて、改訂する旨を記した

素案〔司法試験管理委員会規則の新設関係〕 平二・一〇・二九

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第八条第二項の規定に基づき、司法試験第二次試験論文式試験の合格者の決定方法に関する規則を次のように定める。

「司法試験第二次試験論文式試験の合格者の決定方法に関する規則」

1 司法試験法（以下「法」という。）第八条第二項に規定する受験期間は、受験者が平成五年以降に初めて第二次試験の短答式による試験を受けたときから起算する。この場合において、その試験を開始する時刻に、司法試験場内の試験室に出頭したとき、当該試験を受けたものとする。

2 法第八条第三項に規定する受験期間の考慮の方法は、まず受験期間にかかわらず合格者を定めたのち、その余の受験者のうち受験期間が三年以内である受験者から、その成績順に合格者を定める方法によって行う。

3 法第八条第三項に規定する受験期間をも考慮して定めることができる合格者数の合格者総数中の割合は、おおむね七分の二を超えない範囲とする。

附則（施行期日等）

1 この規則は、平成五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成七年一月三十一日までは適用しない。

2 法附則第四項の規定により第二次試験において短答式による試験を免除された者で論文式による試験を受けた者及び法第六条六項の規定により平成五年に行われた第二次試験において筆記試験を免除された者で同年の口述試験を受けた者については、第一条の規定を適用するに当たっては、それぞれ当該受験した第二次試験における短答式による試験を受けた者とみなす。この場合において、同条第二項中「短答式による試験」とあるのは「論文式による試験又は口述試験」と読み替えるものとする。

（注）2項は、高等試験行政科試験合格者（論文一部免除者）及び

制度実施第一回目に口述試験のみを受験した者（筆記免除者）
についての、受験歴カウントに関する手当てである。

10/31

15
なかしらるる、
こゝ悪い(池)

一 第二次試験における教養選択科目の廃止関係

『司法試験法第六条の改正』

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、
同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

二 丙案関係

(1) 『司法試験法第八条第二項の新設』

(第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって
定める。)

第八条に次の二項を加える

2 前項の規定により第二次試験の論文式による試験の合格者を

定める場合においては、司法試験の状況に照らして、受験者が

比較的短い期間の受験で合格できるようにするために必要があ

ると認めるときは、当該試験の成績により合格者を定めるほか、

合格者の一部について、初めて第二次試験を受験したときから

司法試験法(1)の改正...
司法試験法(1)の改正...
司法試験法(1)の改正...

司法試験法(1)の改正...
司法試験法(1)の改正...
司法試験法(1)の改正...

① 考査委員
② 期内の事情及び受験状況

① 年令構成
② 大卒生の三院課程
③ 誰院

新中二級試験(一)の

2

司法試験法附則第四項の規定により第二次試験は

による試験を免除された者(論文式による試験を受けた者及び法

第六條六項の規定により平成五年に

筆記試験を免除された者(同年の口述試験を受けた者)については、

この法律による改正後の司法試験法第八條第二項の規定を適用す

るは当たっては、それぞれ当該受験した第二次試験における短答

式による試験を受けた者とみなす。

(注) 2項は、高等試験行政科試験合格者(論文一部免除者)及び

制度実施第一回目に口述試験のみを受験した者(筆記免除者)

についての、受験歴カウントに関する手当てである。

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

初年度は短答式のみで試験を受けることになり、

◎ 素案（司法試験法の一部改正関係）

平二・一一・五

一 第二次試験における教養選択科目の廃止関係

『司法試験法第六条の改正』

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、

同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

二 丙案関係

(1) 『司法試験法第八条第二項の新設』

（第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって

定める。）

第八条に次の二項を加える。

2 司法試験管理委員会は、司法試験の受験者の合格までに要す

る期間及び受験の動向に照らして必要があると認めるときは、

平成八年以降に実施する第二次試験において、その論文式によ

る試験の合格者を定める場合に、まず当該試験の合格者総数の

おおむね七分の五を下回らない部分について、受験期間（平成

五年以降に行われる第二次試験の短答式による試験を初めて受

4下記添削のようになる
このときも、附則事項
をばりかきか？

(注) ①

① 競争試験性が強く
影響する限り、事後
的否にすぎない

② 附則を、いつどこから
とか、中々出さるるから
出題のしやすさから

は、第1回
10/11/12/13/14/15
10/11/12/13/14/15
10/11/12/13/14/15

（この場合は考査委員のI
の意向に照らし、
① 合格者総数の
② 受験者のより短期間に合格する可能性を高める
[]

平成八年以降に実施する第二次試験において、その論文式による試験の合格者を定める場合に、まず当該試験の合格者総数の

おおむね七分の五を下回らない部分について、受験期間（平成五年以降に行われる第二次試験の短答式による試験を初めて受

いて短答式による試験を受けていたものとみなす。

11/6投

一 第二次試験における教養選択科目の廃止関係

『司法試験法第六条の改正』

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

二 丙案関係

(1) 『司法試験法第八条第二項の新設』

（第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって定める。）

第八条に次の二項を加える。

2 ○司法試験管理委員会は、司法試験の受験者の動向に照らし、

受験者がより短期間に合格する可能性を拡大する必要があると

認めるときは、平成八年以降に実施する第二次試験の論文式に

よる試験における各回の合格者を定める方法として、まず当該

試験の合格者総数のおおむね七分の五を下回らない部分について受験期間（平成五年以降に行われる第二次試験の短答式によ

参考資料が留意

○

る試験を初めて受けたときから当該論文式による試験を受けるまでの期間をいう。以下同じ。）にかかわりなく合格者を定めたのち、残余の部分について当該合格者以外の受験者であつて受験期間が三年以内である者のうちから合格者を定めるべきものとすることができる。

③ 司法試験管理委員会は、前項に定める合格者の決定方法を採用するときは、あらかじめその旨を告示する。当該決定方法を採用したのち、これをやめるときも、同様とする。

附則（施行期日等）

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

2 司法試験法（以下「法」という。）附則第四項の規定により短答式による試験を免除されて平成五年以降に行われる第二次試験の論文式による試験を受けた者及び法第六条第六項の規定により筆記試験を免除されて平成五年における第二次試験の口述試験を受けた者は、この法律による改正後の法第八条第二項

の規定を適用するに当たっては、当該第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。

◎ 素案「司法試験法の一部改正関係」 平二・一一・二〇

一 第二次試験における教養選択科目の廃止関係

『司法試験法第六条の改正』

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、

同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

二 丙案関係

(1) 『司法試験法第八条第二項の新設』

(第八条 司法試験の合格者は、司法試験
定める。) 司法試験
第八条に次の二項を加える。
司法試験管理委員会は、司法試験における受験者の合格まで
に要する期間その他の状況に照らし、受験者がより短期間合格
格する可能性を高める必要があると認めるときは、第二次試験
の論文式による試験における合格者を定める方法として、司法
試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につ

司法試験
長即無試験
丁志平は素案

「論文式」もは技術的なものを、現州に下さない。
必要性の論文式は、目的が不明で、三年以内
入るに目的の人があつても、口述試験と併せて
小たうのふ計にしよう。

不噴

知係りの限定は厚せ

①主として試験科目の改定

のみにして定まるもの

②夏期の部分について

大案

式による試験を受けるまでの期間をいう。以下同じ。が一定
いて、受験期間の初めて第二次試験を受けたときからその論文
試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につ

山崎

十...
...
...

あ...
...
...

...
...
...

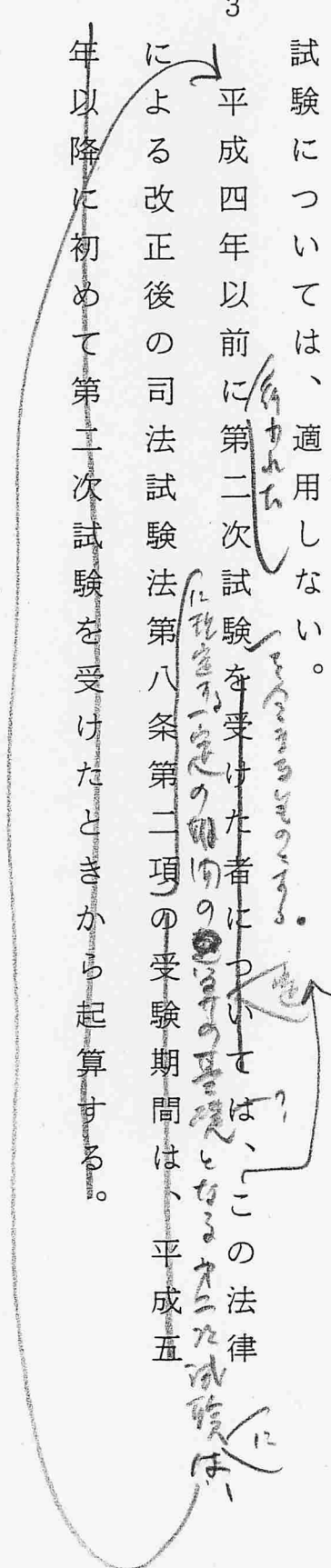
...
...
...

の期間である者から定めるべきものとすることができる。
3 司法試験管理委員会は、前項に定める合格者の決定方法を採用するときは、あらかじめその旨を告示する。当該方法を採用した後、これをやめるときも、同様とする。
(2) 『司法試験法第十七条第一項の改正』
第十七条第一項中「及び第六条第四項」を「、第六条第四項及び第八条第二項」に改める。

附則（施行期日等）

- 1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項及び第三項の規定は、平成七年までに行われる第二次試験の論文式による試験については、適用しない。
- 3 平成四年以前に第二次試験を受けた者については、この法律による改正後の司法試験法第八条第二項の受験期間は、平成五年以降に初めて第二次試験を受けたときから起算する。

...
...
...



「司法試験第二次試験論文式試験の合格者の決定方法に関する規則」

1 司法試験法（以下「法」という。）第八条第二項の規定による合格者の決定方法は、まず受験期間にかわりなく当該試験の合格者総数のおおむね七分の五を下回らない部分について合格者を定めたのち、当該合格者以外の受験者であつて受験期間が三年以内である者のうちから残余の合格者を定めるものとする。

2 法第八条第二項の受験期間は、受験者が初めて第二次試験の短答式による試験を受けたときから起算する。この場合において、その試験を開始する時刻に、司法試験場内の試験室に出頭したとき、当該試験を受けたものとする。

附則（施行期日等）

1 この規則は、平成五年一月一日から施行する。

2 法附則第二項の規定により短答式による試験を免除されて平成五年以降に行われる第二次試験の論文式による試験を受けた者及

び法第六条第六項の規定により筆記試験を免除されて平成五年に
 おける第二次試験の口述試験を受けた者は、第一項の規定を適用
 するに当たっては、当該第二次試験において短答式による試験を
 受けていたものとみなす。この場合において、当該第二次試験の
 論文式による試験又は口述試験の一の科目の試験を開始する時刻
 に、司法試験場内の試験室に出頭したとき、その試験を受けたも
 のとする。

1/20

法第6条第6項の「平成五年に
 おける第二次試験の口述試験を受けた者は、第一項の規定を適用
 するに当たっては、当該第二次試験において短答式による試験を
 受けていたものとみなす。この場合において、当該第二次試験の
 論文式による試験又は口述試験の一の科目の試験を開始する時刻
 に、司法試験場内の試験室に出頭したとき、その試験を受けたも
 のとする。」

- ① 試験官より「お名前を教えてください。」
- ② 特選試験にもう一度入し、入場券を提出し、試験室に入る。
- ③ 5/11、3/11には試験委員を呼ぶことになった。

(例示)

2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格までに要する期間その他の状況に照らし、受験者がより短い期間で合格する可能性を高める必要があると認めるときは、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、適正な司法試験制度を維持するため必要な限度において、合格者の一部について、初めて第二次試験を受けたときから一定の期間内に当該論文式による試験を受けた者から定めるべきものとすることができる。

* 受験の状況を改善（是正）するため必要な限度において

11/28

◎ 素案（司法試験法の一部改正関係） 平二・一一・二七

一 第二次試験における教養選択科目の廃止関係

『司法試験法第六条の改正』

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、

同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

二 丙案関係

(1) 『司法試験法第八条第二項の新設』

（第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって

定める。）

第八条に次の二項を加える。

2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格まで

に要する期間その他の状況に照らし、受験者がより短い期間で

合格する可能性を高める必要があると認めるときは、第二次試

験の論文式による試験における合格者を定める方法として、司

法試験管理委員会規則で定めるところにより、主として当該試

験の成績により定めるほか、合格者の一部について、初めて第

二次試験を受けたときから一定の期間内に当該論文式による試

験を受けた者から定めるべきものとすることができる。

3 司法試験管理委員会は、前項に定める合格者の決定方法を採用するときは、あらかじめその旨を告示する。当該決定方法を採用した後、これをやめるときも、同様とする。

(2) 『司法試験法第十七条第一項の改正』

第十七条第一項中「及び第六条第四項」を「、第六条第四項及び第八条第二項」に改める。

附則（施行期日等）

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

(a) 2 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項の規定は、平成七年までに行われる第二次試験の論文式による試験の合格者の決定方法については、適用しない。

(b) 2 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項に規定する合格者の決定方法は、平成七年までに行われる第二次試験の論文式による試験については、行わない。

(a) 3 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項は規定を適

用するについては、同項に規定する初めて受けた第二次試験には、平成四年以前に行われた第二次試験を含まないものとする。

(b) 3 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項に規定する一定の期間の算定の基礎となる事項には、平成四年以前に行われた第二次試験を受けたことを含まないものとする。

「司法試験第二次試験論文式試験の合格者の決定方法に関する規則」

1 司法試験法（以下「法」という。）第八条第二項に規定する合格者の一部を定めるための基準となる初めて第二次試験を受けたときからの期間（以下「受験期間」という。）は、受験者が平成五年以降に行われる第二次試験の短答式による試験を初めて受けたときから起算する。この場合において、その試験を開始する時刻に、司法試験場内の試験室に出頭したとき、当該試験を受けたものとする。

2 法第八条第二項の規定による合格者の決定方法は、まず受験期間にかかりなく当該試験の合格者総数のおおむね七分の五を下回らない部分について合格者を定めたのち、当該合格者以外の受験者であつて受験期間が三年以内である者のうちから残余の合格者を定めるものとする。

附則（施行期日等）

1 この規則は、平成五年一月一日から施行する。

法附則第二項の規定により短答式による試験を免除されて平成五年以降に行われる第二次試験の論文式による試験を受けた者及び法第六条第六項の規定により筆記試験を免除されて平成五年における第二次試験の口述試験を受けた者は、第一項の規定を適用するに当たっては、当該第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。この場合において、当該第二次試験の論文式による試験又は口述試験の一の科目の試験を開始する時刻に、司法試験場内の試験室に出頭したとき、その試験を受けたものとす。

11/29

◎ 素案（司法試験法の一部改正関係） 平二・一一・二九

一 第二次試験における非法律選択科目の廃止関係

『司法試験法第六条の改正』

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、

同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

二 丙案関係

（I）『司法試験法第八条第二項の新設』

（第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によって

定める。）

第八条に次の二項を加える。

2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格まで

に要する期間その他の状況に照らし、受験者がより短い期間で

合格する可能性を高める必要があると認めるときは、第二次試

験の論文式による試験における合格者を定める方法として、司

法試験管理委員会規則で定めるところにより、適正な司法試験

制度を維持するため必要な限度において、合格者の一部につい

て、初めて第二次試験を受けたときから一定の期間内に当該論

29のまゝとは、多く
下部は近しいアを
注せられたり、ヤ
内部の整理を排除
しない、
害しない限りの方

人権を侵害するおそれがある
 健全性といふべきであらう。

文式による試験を受けた者から定めるべきものとすることができ。

3 司法試験管理委員会は、前項に定める合格者の決定方法を採用するときは、あらかじめその旨を告示する。当該決定方法を採用した後、これをやめるときも、同様とする。

(2) 『司法試験法第十七条第一項の改正』

第十七条第一項中「及び第六条第四項」を「、第六条第四項及び第八条第二項」に改める。

附則（施行期日等）

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

(a) 2 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項の規定は、平成七年までに行われる第二次試験の論文式による試験の合格者

者の決定方法については、適用しない。

(b) 2 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項に規定する

合格者の決定方法は、平成七年までに行われる第二次試験の論文式による試験については、行わない。

○この法律の施行期日は、
 「但し、試験は多岐に
 わたる」として、
 「は、かくか？」
 「適用」+「右」
 「か」
 「よ」
 「よ」
 「よ」

(a) 3 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項の規定は適用するについては、同項に規定する初めて受けた第二次試験に

は、平成四年以前に行われた第二次試験を含まないものとする。

(b) 3 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項の規定する

一定の期間の算定の基礎となる事項には、平成四年以前に行われた第二次試験を受けたことを含まないものとする。

「司法試験第二次試験論文式試験の合格者の決定方法に関する規則」

1 司法試験法（以下「法」という。）第八条第二項に規定する合格者の一部を定めるための基準となる初めて第二次試験を受けたときからの期間（以下「受験期間」という。）は、受験者が平成五年以降に行われる第二次試験の短答式による試験を初めて受けたときから起算する。この場合において、その試験を開始する時刻に、司法試験場内の試験室に出頭したとき、当該試験を受けたものとする。

2 法第八条第二項の規定による合格者の決定方法は、まず受験期間にかわりなく当該試験の合格者総数のおおむね七分の五を下回らない部分について合格者を定めたのち、当該合格者以外の受験者であつて受験期間が三年以内である者のうちから残余の合格者を定めるものとする。

附則（施行期日等）

1 この規則は、●成五年一月一日から施行する。

法附則第二項の規定により短答式による試験を免除されて平成五年以降に行われる第二次試験の論文式による試験を受けた者及び法第六条第六項の規定により筆記試験を免除されて平成五年における第二次試験の口述試験を受けた者は、第一項の規定を適用するに当たっては、当該第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。この場合において、当該第二次試験の論文式による試験又は口述試験の一の科目の試験を開始する時刻に、司法試験場内の試験室に出頭したとき、その試験を受けたものとする。

論 点	骨 子 (事務当局素案)
1 合格枠制による合格者決定方法の実施についての判断主体等	司法試験管理委員会が、より短期間の合格可能性を高める必要があると認めるときに、合格枠制による合格者決定方法を実施することとする。
2 合格枠制による合格者決定方法の内容についての法律上の規定方式 <i>「両方の枠制は何か」というのでは?</i>	法律では合格枠制の骨格を規定することとし、合格枠による合格者の割合、合格枠の対象となる受験者の受験期間（初回受験から当該試験を受けるまでの期間）等については、司法試験管理委員会規則に委任することとする。
3 合格枠制丙案による合格者決定方法の実施についての公示方法 <i>「試験実施の時期、か。」</i>	合格枠制による合格者決定方法の内容については、法律及び司法試験管理委員会規則等により早期にこれを明らかにし、司法試験管理委員会がその採用を決定したときは、あらかじめ告示等で公にすることとする。

★ 内部意見統一?

*① 内部意見統一
11/29 枠制と実施可能なことは、前年にも同じ合格制の決定は、とあるが、
「法改正」の方「合格者の割合」は、これにどうなるか。
和例前年にもこの部分判断の決定事項はありますか?
||
規則にどうなるか? 告示で併せて(別添)公示可能な範囲は?*

★ 報告、答申の明文化内容?

11/30. — 12/4 until 12/24. 12/29-31 ... 「部会長報告書の要旨を27/27に在り。」

1/30

◎ 素案「司法試験法の一部改正関係」 平二・一一・三〇

一 第二次試験における非法律選択科目の廃止関係

『司法試験法第六条の改正』

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

二 丙案関係

(1) 『司法試験法第八条第二項の新設』

(第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議によつて

定める。)

第八条に次の二項を加える。

2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格まで

に要する期間その他の状況に照らし、受験者がより短い期間で

合格する可能性を高める必要があると認めるときは、第二次試

験の論文式による試験における合格者を定める方法として、司

法試験管理委員会規則で定めるところにより、多様な受験者の

合格可能性を損なわない限度において、合格者の一部について、

初めて第二次試験を受けたときから一定の期間内に当該論文式

（司法試験考査委員の合議による）

1/30
主たる変更は、
1. 1/30
2. 1/30
3. 1/30
4. 1/30
5. 1/30
6. 1/30
7. 1/30
8. 1/30
9. 1/30
10. 1/30
11. 1/30
12. 1/30
13. 1/30
14. 1/30
15. 1/30
16. 1/30
17. 1/30
18. 1/30
19. 1/30
20. 1/30
21. 1/30
22. 1/30
23. 1/30
24. 1/30
25. 1/30
26. 1/30
27. 1/30
28. 1/30
29. 1/30
30. 1/30

1/30

年12月31日現在、司法試験の受験者数は、
1. 1/30
2. 1/30
3. 1/30
4. 1/30
5. 1/30
6. 1/30
7. 1/30
8. 1/30
9. 1/30
10. 1/30
11. 1/30
12. 1/30
13. 1/30
14. 1/30
15. 1/30
16. 1/30
17. 1/30
18. 1/30
19. 1/30
20. 1/30
21. 1/30
22. 1/30
23. 1/30
24. 1/30
25. 1/30
26. 1/30
27. 1/30
28. 1/30
29. 1/30
30. 1/30

による試験を受けた者から定めるべきものとする事ができる。

3 司法試験管理委員会は、前項に定める合格者の決定方法を採用するときは、あらかじめその旨を告示する。当該決定方法を採用した後、これをやめるときも、同様とする。

(2) 『司法試験法第十七条第一項の改正』

第十七条第一項中「及び第六条第四項」を「、第六条第四項及び第八条第二項」に改める。

附則（施行期日等）

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項の規定は、平成七年までに行われる第二次試験の論文式による試験については、適用しない。

3 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項の規定の適用については、同項に規定する一定の期間の算定の基礎となる第二次試験には、平成四年以前に行われたものを含まないものとする。

Handwritten notes in Japanese, including a large bracketed section and some illegible text at the bottom.

「司法試験第二次試験論文式試験の合格者の決定方法に関する規則」

1 司法試験法（以下「法」という。）第八条第二項に規定する初めて第二次試験を受けたときから当該論文式試験を受けるまでの期間（以下「受験期間」という。）は、受験者が平成五年以降に行われる第二次試験の短答式による試験を初めて受けたときから起算する。この場合において、その試験を開始する時刻に、司法試験場内の試験室に出頭したとき、当該試験を受けたものとする。

2 法第八条第二項の規定による合格者の決定方法は、まず受験期間にかかりなく当該試験の合格者総数のおおむね七分の五に相当する部分について合格者を定めたのち、当該合格者以外の受験者であつて受験期間が三年以内である者のうちから残余の合格者を定めるものとする。

附則（施行期日等）

1 この規則は、平成五年一月一日から施行する。

法附則第二項の規定により短答式による試験を免除されて平成五年以降に行われる第二次試験の論文式による試験を受けた者及び法第六条第六項の規定により筆記試験を免除されて平成五年における第二次試験の口述試験を受けた者は、第一項の規定を適用するに当たっては、当該第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。この場合において、当該第二次試験の論文式による試験又は口述試験の一の科目の試験を開始する時刻に、司法試験場内の試験室に出頭したとき、その試験を受けたものとする。

法律案骨子

1 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格までに要する期間その他の状況に照らし、受験者がより短い期間で合格する可能性を高める必要があると認めるときは、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、合格枠制を採用することができるとすること。

2 合格枠制は、多様な受験者の適正な合格可能性を損なわない限度において、司法試験管理委員会規則の定めるところにより、合格者の一部について、初めて第二次試験を受けたときから一定の期間内に論文式による試験を受けた者から定める方法とすること。

3 司法試験管理委員会は、合格枠制を採用するとき、これをやめるときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

4 2の一定の期間の算定の基礎となる第二次試験には、平成四年以前に行われたものを含まないものとする。

◎ 素案（司法試験法の一部改正関係）
 第二次試験における非法律選択科目の廃止関係
 『司法試験法第六条の改正』
 第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、
 同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

二 丙案関係

(1) 『司法試験法第八条第二項の新設』

（第八条）司法試験の合格者は、司法試験審査委員の合議によつて定める。
 第八条に次の二項を加える。

2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格までに要する期間その他の状況に照らし、受験者がより短い期間で合格する可能性を高める必要があるときは、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、多様な受験者の適正な合格可能性を損なわない限度において、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部について、初めて第二次試験を受けたときから一定の期間内に当

試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、多様な受験者の適正な合格可能性を損なわない限度において、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部について、初めて第二次試験を受けたときから一定の期間内に当

12/15
 (部) 司法試験合格者の比率を上げる事案の是非
 (部) 司法試験合格者の比率を上げる事案の是非
 (部) 司法試験合格者の比率を上げる事案の是非

三
 三
 三

追加的に合格者増により確保される三年以内合格者増に加え、無断削減は行わない方針で三年以内合格者増の見込みあり

目標は達成されるか
 12/15

該論文式による試験を受けた者から定めるべきものとする
ことができる。

3 司法試験管理委員会は、前項に定める合格者の決定方法を採
用するときは、^{その旨}あらかじめその旨を告示する。当該決定方法を
採用した後、これをやめるときも、同様とする。

(2) 『司法試験法第十七条第一項の改正』

第十七条第一項中「及び第六条第四項」を「、第六条第四項及
び第八条第二項」に改める。

附則（施行期日等）

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項の規定は、
平成七年までに行われる第二次試験の論文式による試験につい
ては、適用しない。

3 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項の規定の適
用については、同項に規定する一定の期間の算定の基礎となる
第二次試験には、平成四年以前に行われたものを含まないもの
とする。

12/15
④
了承像
とラミと

1 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格までに要する期間その他の状況に照らし、受験者がより短い期間で合格する可能性を高める必要があると認めるときは、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、合格枠制を採用することができるものとする。

2 合格枠制は、多様な受験者の適正な合格可能性を損なわない限度において、司法試験管理委員会規則の定めるところにより、合格者の一部について、初めて第二次試験を受けたときから一定の期間内に当該論文式による試験を受けた者から定める方法とすること。

3 司法試験管理委員会は、合格枠制を採用するとき及びこれをやめるときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

4 2の一定の期間の算定の基礎となる第二次試験には、平成四年以前に行われたものを含まないものとする。

松原の由

第二（非法律選択科目の廃止関係）

第二次試験の論文式による試験及び口述試験における試験科目のうち、非法律選択科目を廃止するものとする。

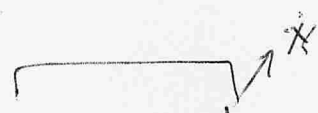
司法試験管理委員会規則案素案

1 法律案骨子第一2の受験期間は、受験者が平成五年以降に行われる第二次試験の短答式による試験を初めて受けたときから起算するものとする。

2 法律案骨子第一2の合格者の決定方法は、まず受験期間にかかわらず当該論文試験の合格者総数のおおむね七分の五に相当する部分について合格者を定めたのち、当該合格者以外の受験者であつて受験期間が三年以内である者のうちから残余の合格者を定めるものとする。

3 司法試験管理委員会は、平成八年に行われる第二次試験の論文式による試験から合格者^{にふん}制を採用するかどうかを判断するた
めに、あらかじめ判断の基準を策定するものとする。

(9) 上げ...



12/15

司法試験管理委員会規則案骨子

- 1 法律案骨子2の受験期間は、受験者が平成五年以降に行われる第二次試験の短答式による試験を初めて受けたときから起算するものとする。
- 2 法律案骨子2の合格者の決定方法は、まず受験期間にかかわりなく当該論文試験の合格者総数のおおむね七分の五に相当する部分について合格者を定めたのち、当該合格者以外の受験者であつて受験期間が三年以内である者のうちから残余の合格者を定めるものとする。

一九二一年九月九日
一九二一年九月九日

法律案骨子

主件は、修正の案である。

べい、修正の案である。
あ、修正の案である。

第一 (合格枠制関係)

1 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格までに要する期間その他の状況に照らし、受験者がより短い期間で合格する可能性を高める必要があると認めるときは、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、合格枠制を採用することができるものとする。

2 合格枠制は、多様な受験者の適正な合格可能性を損なわない限度において、司法試験管理委員会規則の定めるところにより、合格者の一部について、初めて第二次試験を受けたときから一定の期間内に当該論文式による試験を受けた者から定める方法とする。

3 司法試験管理委員会は、合格枠制を採用するとき及びこれをやめるときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

両方ともある。
一、排他
特別枠

。考査委員の組合せをいかにあり
最低水準を定めておけること

① 司法試験 - 大綱 / 司法試験の修業 / 定員

② 毎年11月1日から
試験の期間内は一律の定員

司法試験の開始は、一旦
始めれば相当期間やると
なること

年以前に行われたものを含まないものとする。

「もう一年も試験を待たない。」

第二（非法律選択科目の廃止関係）

第二次試験の論文式による試験及び口述試験における試験科目

のうち、非法律選択科目を廃止するものとする。

やはり、七検定にかつたから、内どうも関係。

一 下... 理由が... 要。

(松尾)

在りては抑とどう、内容も... 。

△が、①立法動機をそのまゝかりて... なるものか ↓ (注) 他に、導入要件。

② 合格者の数、かあうゆつて... 。

一 多木の陪審制の... ？
↓ (注) 判例と... ではない。

(但木) 資格試験... 七〇〇人とかいって、下の方の
何人かは... 。

☆ (松尾) 選定の... 改定する。

(木田) ... (注) ... 。

① ... 。

参考委員と... 関係... 。

① 高合者... 試験... 。

(注) 内... 。

① かつ... 。

(注) ... 。

学識... 。

② ... 。

... 。

① (木田) ... 。

(松木堂)

... 。

... 。

... 。

... 。

司法試験管理委員会規則案骨子

1 法律案骨子2の受験期間は、受験者が平成五年以降に行われる第二次試験の短答式による試験を初めて受けたときから起算するものとする。

2 法律案骨子2の合格者の決定方法は、まず受験期間にかかわりなく当該論文式による試験の合格者総数のおおむね七分の五に相当する部分について合格者を定めたのち、当該合格者以外の受験者であつて受験期間が三年以内である者のうちから残余の合格者を定めるものとする。

- ① 参考書の検定
- ② 最低採点率の決定

外部

(多) (林) (大)

限定された改革が、一歩は大きい。

そのほか、法律に根拠をふたす。

(平治) (高不)

(法上) (憲法)

← とあるのは、理解すんまじか。

(法) 全体のところをいみ。

(池耕) 21

？ (あ) (B)

※ 非法律科目の廃止は、

(漢語) ✓

(国語) 反対するといえるはず。

(外部) 廃止賛成が多過ぎる。

負担軽減。

法律を要する。

(10)

一憲法論

(1) 回教制限 (2) 投票先を
つるべ

(三三) ノルマセス、オアコラマン
石山を許さるい××
地方官選 ↓ 運邦

在米両業はマールト、予ハ、

(おしこ) (2) 合格者数、
内題。

↓ 500人、
① 資格者制、
② 資格制、
うたがわしい

内題
① 資格者制、
② 資格制、
うたがわしい

(三月)

(1) 法律系、
(2) 人教

(原田人事課長)

(大木、東大)

法律を要するところ。
規則案、
合格者数、

増員を要するところ。

(堀田) 大丈夫。

(菅沼B)

堀田、
堀田、
堀田、

(金谷J)

一人、
増員。

(2)

法律系

「一、
「細目は、
「一、
「一、

「一、
「一、
「一、

「一、
「一、
「一、

(吉村) 様子、
(田P) 水

(金井) やむを得ない。

(小野) 司法研修所長

「現在、
「現在、

一月四月を一年に

(本田)

「一、
「一、
「一、

「一、
「一、
「一、

(志村)

(志村) 本田、
女性の合格者数

女性性、

(小P) 四七% ↓ 三% 一四%

(古島) (人事院)

合格者制、

「一、
「一、
「一、

司法試験法の一部を改正する法律（案）

三・一・二二

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、同条第

三項中「七科目」を「六科目」に改める。

第八条に次の二項を加える。

2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格までに要する

期間その他の状況に照らし、受験者がより短い期間で合格する可能性を

高める必要があると認めるときは、第二次試験の論文式による試験にお

ける合格者を定める方法として、

多様な受験者の適正な合格可能性を損

なわない限度において、司法試験管理委員会規則で定めるところにより

、合格者の一部について、初めて第二次試験を受けた時から一定の期間

これはどうなるか？
やめる手があるか？
これは？

1/22
合格者

合格者
合格者の平均的経歴
合格者の平均的経歴
合格者の平均的経歴

合格者の平均的経歴
合格者の平均的経歴
合格者の平均的経歴

- ① 司法試験生を削り
- ② 合格者の高令化
- ③ 長期無試験受験

司法試験の状況
合格者の平均的経歴
合格者の平均的経歴

合格者の平均的経歴
合格者の平均的経歴

司法試験法（案）
合格者の平均的経歴
合格者の平均的経歴

内(に)当該論文式による試験を受けた者から定めるべきものとする
ことができる。

3 司法試験管理委員会は、前項に定める合格者の決定方法を採用するときは、あらかじめその旨を告示する。当該決定方法を採用した後、これを

をやめるときも、同様とする。

第十七条第一項中「及び第六項第四項」を「第六項第四項及び第八条

第二項」に、「の外」を「のほか」に改める。

附則

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項の規定は、平成七年

までに行われる第二次試験の論文式による試験については、適用しない。

3 この法律による改正後の司法試験法第八条第二項の規定の適用につい

止所の注意
△ 時から満員を潮つて時止所に司法試験を受けたい旨の
内(に)当該論文式による試験を受けた者から定めるべきものとする
ことができる。
司法(外)は(内)の試験を受ける旨の告示
内(に)当該論文式による試験を受けた者から定めるべきものとする
ことができる。

司法試験の取組方針(毎年) 司法試験の取組方針(毎年) 司法試験の取組方針(毎年)

26. 新法に規定する試験の取組方針、
事柄に関する取組方針
27. 現行法に規定する試験の取組方針。

司法試験の取組方針(毎年)

湖上舟遊記

ては、同項に規定する一定の期間の算定の基礎となる第二次試験には、
平成四年以前に行われたものを含まないものとする。

司法試験

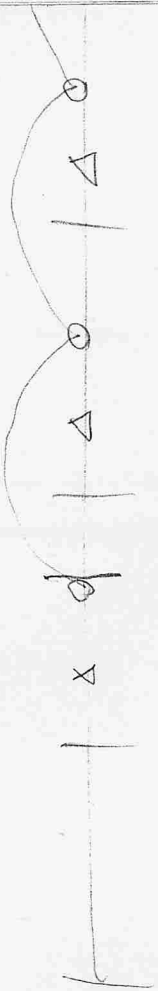
規定

8

○↑筆記

△↑短答

+



LE

9 5

5 5

6 5

◎平成三年一月二六日

法制局下審査

〔一月二二日の下審査後における検討〕

2

司法試験管理委員会は、①司法試験における受験者が合格までに要する期間その他の状況に照らし、受験者がより短い期間で合格する可能性を高める必要があると認めるときは、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、②多様な受験者の適正な合格可能性を損なわない限度において、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部について、③初めて第二次試験を受けた時から一定の期間内に当該論文式による試験を受けた者から定めるべきものとすることができる。

X

① 関係

司法試験における受験者の合格までの受験準備の実態、受験者の動向その他の状況に照らし、

人知る事...
無効
△

無効
△

強
△

② 関係

(1) 多様な人材の合格可能性を損なわない限度において

イ
△

(2) 合格者の人材としての多様性を損なわない限度において

③ 関係

初めて受けた第二次試験に係る短答式による試験が行われた日から一定の期間内に

〔検討後の案〕

2 司法試験管理委員会は、①司法試験における受験者の合格までの受験

準備の実態、受験者の動向その他の状況に照らし、第二次試験の論文式

による試験における合格者を定める方法として、②多様な人材の合格の

可能性を損なわない限度において、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部について、③初めて受けた第二次試験に係る

3 司法試験管理委員会は、前項の規定による合格者の決定方法を採用す

るときは、あらかじめ、その旨を告示する。当該決定方法を採用した後、これをやめるときも、同様とする。

1/26
司法試験の多様性を損なわない限度において
入試規則
司法試験規則

- ① 増設の部は
- ② 法曹教育の部は
- ③ 新設試験の部は

(司法試験に於ける)の意

2 田舎のあつちをいふときは、

に要する期間

1/26 ニのよりに改定された理由... やめることその基本方針... 人々を... こと。

〔法曹教育の部〕

△ 変更の理由

司法試験規則

1/26 司法試験規則... 1/26 司法試験規則... 1/26 司法試験規則...

当該論文式による試験を受けた者のうちから定めるべきものとする
ことができる。

筆記試験の前期の二ヶ月に、その後も所考を付すものは、
かつ、一回以降の降下し形を妨げない。

「七ヶ月分」

3 司法試験管理委員会は、前項の規定による合格者の決定方法を採用す
るときは、あらかじめ、その旨を告示する。当該決定方法を採用した後
、これをやめるときも、同様とする。

第十七条第一項中「及び第六条第四項」を「、第六条第四項及び第八条
第二項」に、「の外」を「のほか」に改める。

（中）五項を併せ改めし、

附則第二項及び第三項を削り、第四項を第十項とし、同項の次に次の一
項を加える。

昭和三十九年四月

大活字

（注）前項の規定により短答式による試験を免除されて第二次試験の論文式
による筆記試験を受けたる者は、第八條第二項の規定を適用するに当たつ

による筆記試験を受けたる者は、第八條第二項の規定を適用するに当たつ

これは、当該第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみ

初められた

2の訂正

- ① 600人、700人への試験の特殊考案
12月30日迄の施行を可す。
- ② 考案の施行を可す。原簿の精神を可す。

なす。

附則第五項を第四項とする。

附則

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の第八条第二項及び第三項の規定は、平成七年までに行われる第二次試験の論文式による試験については、適用しない。

3 この法律による改正後の第八条第二項の規定の適用については、同項に規定する第二次試験の短答式による試験には、平成四年以前に行われたものを含まないものとする。

(又はこの法律による改正後の附則第五項の規定により短答式による試験を受ける場合)

4 司法試験法第六条第六項の規定により筆記試験を免除されて平成五年における第二次試験の口述試験を受けた者は、この法律による改正後の第八条第二項の規定を適用するに当たっては、*（その）* 当該第二次試験において

最初は三年以内

短答式による試験を受けていたものとみなす。

別表。

4

司法試験法附則第二項の規定により短答式による試験を免除されて平

成五年以降に行われる第二次試験の論文式による試験を受けた者及び同

法第六条六項の規定により筆記試験を免除されて平成五年における第二

次試験の口述試験を受けた者は、この法律による改正後の第八条第二項

の規定を適用するに当たっては、当該第二次試験において短答式による

試験を受けていたものとみなす。

短答免除...恒久、免状は終了
平成五年...一年以内...免状を

と金...
本表の相違。

右別表...
本表の相違。

〔素案〕平成三年一月三十日

理由

近時の司法試験における合格までに要する期間等の実情にかんがみ、
 第二次試験の論文式による試験~~は~~において合格者の一部~~は~~について受験の期
 間が短い者から定めるための制度を設けるとともに、第二次試験の試験
 科目~~から~~非法律選択科目を廃止する等の必要がある。これが、この法律
 案を提出する理由である。

〔検討後の別案〕

2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者の合格までの受験準備の実態、受験者の動向その他の状況に照らし、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、多様な人材の合格の可能性を損なわない限度において、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部について、当該論文式による試験を受けた時から一定の期間をさかのぼった時以前に第二次試験を受けたことがない者から定めるべきものとすることができる。

附 則

- 1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の第八条第二項の規定は、平成七年までに行われる第二次試験の論文式試験式による試験については、適用しない。
- 3 この法律による改正後の第八条第二項の規定の適用については、同項に規定する一定の期間をさかのぼった時以前に受けたこととなる第二次試験には、平成四年以前に行われたものを含まないものとする。

この別案は、表現上の誤りによるものであり、本項の規定は、() を

かたがたの誤りによるものとする

の誤りによるものとする

1/30夜

司法試験法の一部を改正する法律（案）

三・一・三〇

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

第八条に次の二項を加える。

2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者の合格までに要する期間及び受験準備の実態、受験の動向その他の状況に照らして必要があるとき、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、多様な人材の合格の可能性を損なわない限度において、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につき、第二次試験の短答式による試験を初めて受けた時から一定の期間内に

当該論文式による試験を受けた者のうちから定めるべきものとする
ことができる。

3 司法試験管理委員会は、前項の規定による合格者の決定方法を採用す
るときは、あらかじめ、その旨を告示する。当該決定方法を採用した後
、これをやめるときも、同様とする。

第十七条第一項中「及び第六条第四項」を「、第六条第四項及び第八条
第二項」に、「の外」を「のほか」に改める。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により~~第二~~^{法附四}次試験中~~短~~^{筆記試験}短答式による筆記試験を免除されて論
文式による試験を受けた者は、第八条第二項に規定する方法による合格
者の決定に当たつては、その第二次試験において短答式による試験を受
けていたものとみなす。

司法試験法の一部を改正する法律（案）

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

第八条に次の二項を加える。

- 2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者の合格までに要する期間及び受験準備の実態、受験の動向その他の状況に照らして必要があるとき、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、多様な人材の合格の可能性を損なわない限度において、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につき、第二次試験の短答式による試験を初めて受けた時から一定の期間内に

当該論文式による試験を受けた者のうちから定めるべきものとする
ことができる。

3 司法試験管理委員会は、前項に規定する合格者の決定方法を採用する
ときは、あらかじめ、その旨を告示する。当該決定方法を採用した後、
これをやめるときも、同様とする。

第十七条第一項中「及び第六条第四項」を「、第六条第四項及び第八条
第二項」に、「の外」を「のほか」に改める。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により短答式による筆記試験を免除されて第二次試験の論
文式による試験を受けた者は、第八条第二項に規定する方法による合格
者の決定に当たつては、その第二次試験において短答式による試験を受
けていたものとみなす。

附 則

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、同項に規定する第二次試験の短答式による試験又はこの法律による改正後の附則第五項の規定により短答式による試験を受けていたものとみなされる第二次試験には、平成四年以前に行われたものを含まないものとする。

3 司法試験法第六条第六項の規定により筆記試験を免除されて平成五年における第二次試験の口述試験を受けた者は、この法律による改正後の第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、その第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。

理由

はあけろ

のちのちのちのち

日

近時の司法試験は合格までに要する期間等の実情にかんがみ、
第二次試験の論文式試験の合格者の一部を受験期間が短い者から定める
ための制度を設けるとともに、第二次試験の試験科目のうち非法律選択
科目を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1/31
〔素案〕平成三年一月三十一日

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）第八条第二項の規定に基づき、司法試験第二次試験論文式試験の合格者の決定方法に関する規則を次のように定める。

司法試験第二次試験論文式試験の合格者の決定方法に関する規則

1 この司法試験管理委員会規則において「受験期間」とは、第二次試験の論文式による試験を受けた者が平成五年以降に行われる第二次試験の短答式による試験を初めて受けた時（司法試験法（以下「法」という。）附則第五項の規定により第二次試験の短答式による試験を受けていたとみなされる場合を含む。）から当該第二次試験の論文式による試験を受けるまでの期間をいう。

2 法第八条第二項に規定する合格者の決定方法は、当該論文式による試験の合格者総数のおおむね七分の五に相当する部分を受験期間にかかわらずなく定めるほか、その余の部分を受験期間にかかわらずなく定める合格者以外の受験者であって受験期間が三年以内であるも

ののうちから定めるものとする。

3 受験期間を算定するに当たっては、第二次試験の各試験について、受験者がその試験の一の科目の試験を開始する時刻に司法試験場内の試験室に出頭したとき、当該試験を受けたものとする。

附則（施行期日等）

1 この規則は、平成四年一月一日から施行する。

2 司法試験管理委員会は、あらかじめ、平成八年に行われる第二次試験の論文式による試験において法第八条第二項に規定する合格者の決定方法を採用するかどうかを判断するための基準を定めるものとする。

決定
之を伝ふる

2/1夜8時

別案 司法試験法の一部を改正する法律（案）

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

第八条に次の二項を加える。

- 2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者の合格までに要する期間及び受験準備の実態、受験の動向その他の状況に照らして必要があるとき、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、多様な人材の合格の可能性を損なわない限度において、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につき、第二次試験の短答式による試験を初めて受けた時から一定の期間内に

3/2夜 10:40

3/2 奇長説明

主査参事官

宮崎参事官

3.2.1

閣議予定日
3.2.22
第二部

司法試験法の一部を改正する法律（案）

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

第八条に次の二項を加える。

- 2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者の合格までに要する期間及び受験準備の実態、受験の動向その他の状況に照らして必要があるとき、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、多様な人材の合格の可能性を損なわない限度において、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につき、第二次試験の短答式による試験を初めて受けた時から一定の期間内に

当該論文式による試験を受けた者のうちから定めるべきものとする
ことができる。

3 司法試験管理委員会は、前項に規定する合格者の決定方法によるべき

ものとするときは、当該第二次試験に係る前条の公告の時までに、その
旨を告示する。その方法によるべきものとする^れことをやめるときも、同
様とする。^{（手続の二審あるを）}

第十七条第一項中「及び第六条第四項」を「、第六条第四項及び第八条
第二項」に、「の外」を「のほか」に改める。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により短答式による筆記試験を免除されて第二次試験の論
文式による試験を受けた者は、第八条第二項に規定する方法による合格
者の決定に当たつては、その第二次試験において短答式による試験を受

採用せよん一不仕による
るは考すまもる
みみりめ、はるナカ

セ
1137

けていたものとみなす。

附 則

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の第八条第二項に規定する方法による合格者の

決定に当たっては、同項に規定する第二次試験の短答式による試験又は

この法律による改正後の附則第五項の規定により短答式による試験を受

けていたものとみなされる第二次試験には、平成四年以前に行われたも

のを含まないものとする。

3 司法試験法第六条第六項の規定により筆記試験を免除されて平成五年

における第二次試験の口述試験を受けた者は、この法律による改正後の

第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、その第

二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。

司法試験法の一部を改正する法律（案）

司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「七科目」を「六科目」に改め、第七号を削り、同条第三項中「七科目」を「六科目」に改める。

第八条に次の二項を加える。

2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格までに要する期間の実情その他の状況に照らして必要があると認めるときは、第二次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、多様な人材の合格の可能性を損なわないように配慮しつつ、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につき、第二次試験の短答式による試験を初めて受けた時から一定の期間内に当該論文式による試験

を受けた者のうちから定めるべきものとするができる。

3 司法試験管理委員会は、前項に規定する合格者の決定方法によるべきものとするときは、当該第二次試験に係る前条の公告の時までに、その旨を告示しなければならない。これをやめるときも、同様とする。

第十七条第一項中「及び第六条第四項」を「、第六条第四項及び第八条第二項」に、「の外」を「のほか」に改める。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により短答式による筆記試験を免除されて第二次試験の論文式による試験を受けた者は、第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、その第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。

(施行期日)

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、同項に規定する第二次試験の短答式による試験又はこの法律による改正後の附則第五項の規定により短答式による試験を受けていたものともみなされる第二次試験には、平成四年以前に行われたものを含まないものとする。

3 司法試験法第六条第六項の規定により筆記試験を免除されて平成五年における第二次試験の口述試験を受けた者は、この法律による改正後の第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たっては、その第二次試験において短答式による試験を受けていたものともみなす。

法案と法制審議会答申との関係について

2011
6/20/11

1 法制審議会の答申による制度改革を行う必要性

(1) 司法試験の現状と改革の必要性

- ① 合格までに要する期間が長期化する状況にあり、これに伴い、合格者が高齢化してきたことによって、法律実務家としての実務修練を開始する時期が遅くなるとともに、年齢的な事情から裁判官、検察官に任官することをちゅうちょする者が増え、法曹三者のバランスよい人材確保が困難になってきている。
- ② 受験準備の実情を見ても、大学教育から離れた後、長期間無職状態のまま、画一的な受験準備をすることが余儀なくされており、法曹としての資質形成に対する影響が懸念されている。
- ③ 法曹となるに適した人材が司法試験の受験を敬遠する傾向がある。

(2) 合格枠制に関する制度（いわゆる丙案）を相当とする理由

司法試験合格者倍率低下

- ① 司法試験の現状を改善し、法曹の後継者としての適材を採用・育成するためには、合格者決定に当たり、受験を開始してからの期間が比較的短い者をより多く合格させる必要がある。
- ② 受験回数又は年齢等により受験資格自体を制限する制度とすることは、各界の意見を集約した結果、合格者の資質、経歴における多様性を確保するという要請を損なうおそれがあり、司法試験に関する制度改革の手段としては問題があるとされた。

2 法制審議会の答申の制度化に当たり法律改正をする必要性

(1) 現行司法試験法は、他の国家試験に関する法律と比較して受験者の合否判定の基準に関する事項について詳細な規定を設けている（第6条参照）が、このことは、国民の権利・義務を直接的全般的に職務対象とする法曹三者の後継者を選抜する試験であるとの司法試験の特殊性を反映したものと考えられる。

(2) 今般の合格枠制に関する制度も、司法試験の合格者の合否判定の基準の一環をなすものであるから、試験科目に関する規定と同様の趣旨で、法律において規定すべきものと考えられる。

3 法制審議会の答申と法案の法律事項との関係

(1) 法案では、合格枠制の実施を固定的絶対的に法律で規定するのではなく、司法試験管理委員会の時々の必要性の判断によりその実施・不実施を決定することとした。

これは、合格者の資質、経歴における多様性を確保するという要請を重視するならば、合否判定における合格枠制の実施については、避けられれば、避けたほうが望ましいと考えられたからであって、その趣旨は、法制審議会の答申においても、受験歴を「参酌することができる」との表現によって示唆されていたところである。

(2) 受験期間及び制限枠の合格者割合については、下記の理由により、制度の柔軟性を確保する必要があるので、司法試験管理委員会規則で定めることとした。

① 受験期間は、大学卒業後の就職の状況、大学における法学教育の動向いかな等^々将来の情勢によって見直されるべきものである。

② 制限枠の合格者割合も、今後予想される合格者数の増加等の状況に伴って、見直される必要がある。

③ 合格枠制の趣旨からすると、受験期間と制限枠の合格者割合は、一方が変更されれば、これに伴って、当然に他方が変更されるべき性質のものである。

参考資料目次

- 1 法制審議会諮問及び答申
- 2 司法試験第二次試験出願者数、合格者数の推移
- 3 最近二三年間の司法出願者・合格者の動向
- 4 司法試験出願動向と法学部入学定員の推移
- 5 司法試験合格者の受験回数別構成比等の推移
- 6 司法試験合格者の合格時の有・無職者等及び無職期間調
- 7 主要4か国の法曹養成制度
- 8 司法修習終了者の任官・弁護士登録状況の推移（昭和五〇年以降）
- 9 任官者数の推移（平均）
- 10 司法修習終了予定者に対する弁護士求人件数の推移
- 11 合格枠制を実施した場合の年齢別・受験期間別合格者
〔平成二一年度論文式試験による試算〕
- 12 司法試験制度改革に関する法曹三者協議の経緯

I 諮問第三十九号 (平成二年一〇月二二日諮問)

司法試験の現状等にかんがみ、早急に司法試験に関する制度を改善する必要があると思われるので、左記の改正をすることについて意見を承りたい。

記

第一 司法試験第二次試験の合否判定方法

一 司法試験考査委員の合議によって第二次試験中論文式試験の合格者を定めるに当たり、受験者の受験歴を参酌することができることとする。

二 受験者の受験歴を参酌して合格者を定める方法は、まず、その受験歴を参酌することなく合格者を決定した上、おおむねその合格者数の四割を超えない範囲内で、初回受験から三年以内

の受験者のうちから合格者を決定することとする。

三 一及び二において、制度改正前の受験歴は参酌しないこととする。

第二 司法試験第二次試験の試験科目

第二次試験中論文式試験及び口述試験の試験科目から司法試験法第六条第二項第七号に定める科目を除くこととする。

II 答申 (平成三年二月四日決定)

諮問第三十九号に係る改正は、相当である。

司法試験第二次試験出願者数，合格者数の推移

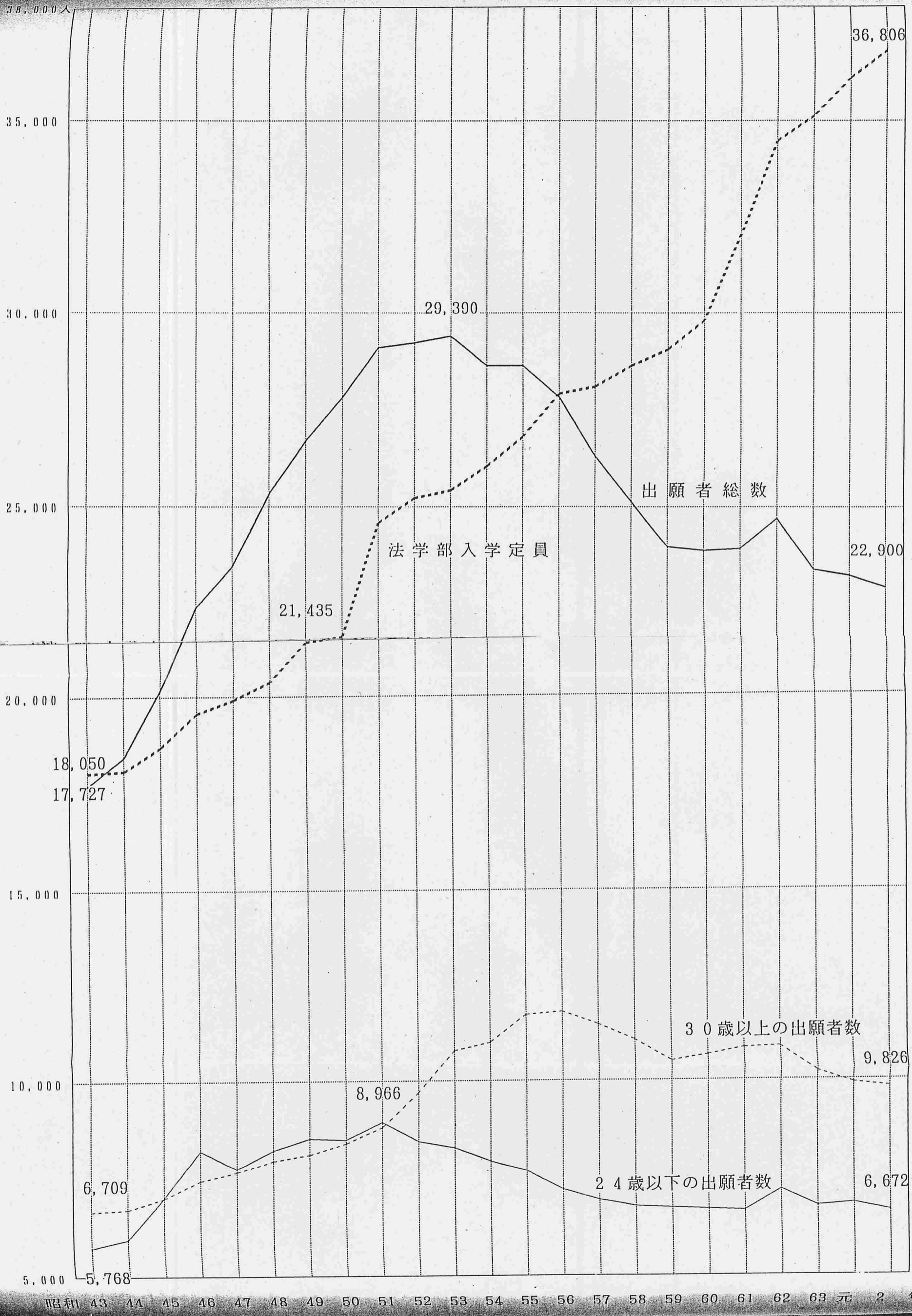
区分 年度	出願者数	短答式試験 合格者数	論文式試験 合格者数	最終合格者数	対出願者の 合格率 (%)
昭和24年度	2,570	—	301	265	10.31
25	2,806	—	260	269	9.59
26	3,668	—	274	272	7.42
27	4,761	—	249	253	5.31
28	5,138	—	293	224	4.36
29	5,250	—	243	250	4.76
30	6,347	—	250	264	4.16
31	6,737	1,458	301	297	4.41
32	6,920	1,429	308	286	4.13
33	7,109	1,677	362	346	4.87
34	7,858	1,766	360	319	4.06
35	8,363	1,774	366	345	4.13
36	10,909	2,092	497	380	3.48
37	10,762	1,931	495	459	4.27
38	11,686	2,030	529	496	4.24
39	12,698	2,017	579	508	4.00
40	13,644	2,258	563	526	3.86
41	14,867	2,225	583	554	3.73
42	16,460	2,244	551	537	3.26
43	17,727	2,322	618	525	2.96
44	18,453	2,326	495	501	2.72
45	20,160	2,157	519	507	2.51
46	22,336	2,821	623	533	2.39
47	23,425	2,407	523	537	2.29
48	25,339	2,484	566	537	2.12
49	26,708	2,419	494	491	1.84
50	27,791	2,343	482	472	1.70
51	29,088	3,152	497	465	1.60
52	29,214	3,229	501	465	1.59
53	29,390	3,618	515	485	1.65
54	28,622	4,167	534	503	1.76
55	28,656	4,404	545	486	1.76
56	27,816	4,181	486	446	1.60
57	26,317	3,809	461	457	1.74
58	25,138	4,008	459	448	1.78
59	23,956	4,174	459	453	1.89
60	23,855	3,811	482	486	2.04
61	23,904	4,352	538	486	2.03
62	24,690	4,641	526	489	1.98
63	23,352	4,296	535	512	2.20
平成元年度	23,202	4,020	523	506	2.18
2	22,900	3,814	506	499	2.18

(注) 1 出願者数は，筆記試験免除者数，行政科合格者数を含む。

最近 2 3 年間の司法試験出願者・合格者の動向

全 体				24 歳 以下					25 歳 ~ 29 歳					30 歳 以上				
出願者数	合格者数	合格者の平均年齢	合格率	出願者数	全出願者中の割合	合格者数	合格率	全合格者中の割合	出願者数	全出願者中の割合	合格者数	合格率	全合格者中の割合	出願者数	全出願者中の割合	合格者数	合格率	全合格者中の割合
17,727	525	26.91	3.0%	5,768	32.5%	201	3.5%	38.3%	5,166	29.1%	199	3.9%	37.9%	6,709	37.8%	125	1.9%	23.8%
18,453	501	27.15	2.7%	5,984	32.4%	194	3.2%	38.1%	5,558	30.1%	189	3.4%	37.7%	6,759	36.6%	118	1.7%	23.6%
20,160	507	26.60	2.5%	7,055	35.0%	207	2.9%	40.8%	5,967	29.6%	202	3.4%	39.8%	7,041	34.9%	98	1.4%	19.3%
22,336	533	26.35	2.4%	8,252	36.9%	246	3.0%	46.1%	6,515	29.2%	185	2.8%	34.7%	7,483	33.5%	102	1.4%	19.1%
23,425	537	26.76	2.3%	7,795	33.3%	185	2.4%	34.5%	7,766	33.2%	249	3.2%	46.4%	7,719	33.0%	103	1.3%	19.2%
25,339	537	26.11	2.1%	8,269	32.6%	209	2.5%	38.9%	8,996	35.5%	247	2.7%	46.0%	7,994	31.5%	81	1.0%	15.1%
26,708	491	26.71	1.8%	8,559	32.0%	143	1.7%	29.1%	9,922	37.1%	257	2.6%	52.3%	8,141	30.5%	91	1.1%	18.5%
27,791	472	26.75	1.7%	8,517	30.6%	150	1.8%	31.8%	10,769	38.7%	237	2.2%	50.2%	8,424	30.3%	85	1.0%	18.0%
29,088	465	26.81	1.6%	8,966	30.8%	142	1.6%	30.5%	11,233	38.6%	249	2.2%	53.5%	8,837	30.4%	74	0.8%	15.9%
29,214	465	27.74	1.6%	8,473	29.0%	106	1.3%	22.8%	10,954	37.5%	231	2.1%	49.7%	9,712	33.2%	128	1.3%	27.5%
29,390	485	27.76	1.7%	8,317	28.3%	114	1.4%	23.5%	10,201	34.7%	217	2.1%	44.7%	10,787	36.7%	154	1.4%	31.8%
28,622	503	27.98	1.8%	7,970	27.8%	110	1.4%	21.9%	9,572	33.4%	229	2.4%	45.5%	10,992	38.4%	164	1.5%	32.6%
28,622	486	28.07	1.7%	7,720	27.0%	113	1.5%	23.3%	9,152	32.0%	216	2.5%	44.4%	11,701	40.9%	157	1.3%	32.3%
27,816	446	27.94	1.6%	7,231	26.0%	93	1.3%	20.9%	8,687	31.2%	216	2.5%	48.4%	11,788	42.4%	137	1.2%	30.7%
26,317	457	28.05	1.7%	6,976	26.5%	92	1.3%	20.1%	7,794	29.6%	216	2.8%	47.2%	11,442	43.5%	149	1.3%	32.6%
25,138	448	27.89	1.8%	6,805	27.1%	90	1.3%	20.1%	7,212	28.7%	233	3.2%	52.0%	11,051	44.0%	125	1.1%	27.9%
23,956	453	27.72	1.9%	6,762	28.2%	113	1.7%	24.9%	6,628	27.7%	217	3.3%	47.9%	10,507	43.9%	123	1.2%	27.2%
23,855	486	28.39	2.0%	6,721	28.2%	97	1.4%	20.0%	6,422	26.9%	227	3.5%	46.7%	10,662	44.7%	162	1.5%	33.3%
23,904	486	27.79	2.0%	6,687	28.0%	114	1.7%	23.5%	6,340	26.5%	226	3.6%	46.5%	10,842	45.4%	146	1.3%	30.0%
24,690	489	28.30	2.0%	7,219	29.2%	94	1.3%	19.2%	6,519	26.4%	219	3.4%	44.8%	10,874	44.0%	176	1.6%	36.0%
23,352	512	28.44	2.2%	6,791	29.1%	106	1.6%	20.7%	6,251	26.8%	223	3.6%	43.6%	10,227	43.8%	183	1.8%	35.7%
23,202	506	28.91	2.2%	6,863	29.6%	83	1.2%	16.4%	6,349	27.4%	243	3.8%	48.0%	9,923	42.8%	180	1.8%	35.6%
22,900	499	28.65	2.2%	6,672	29.1%	107	1.6%	21.4%	6,341	27.7%	218	3.4%	43.7%	9,826	42.9%	174	1.8%	34.9%

② 行政科試験合格者及び筆記試験免除者の数は、全体の出願者数の中には含まれているが、各年齢層別の出願者の中には含まれていない。



司法試験合格者の受験回数別構成比等の推移

合格年次 受験回数	昭34年度		昭35年度		昭36年度		昭37年度		昭38年度		昭39年度		昭40年度		昭41年度		昭42年度		昭43年度		昭44年度		昭45年度		昭46年度		昭47年度		昭48年度	
	合格者	比率	合格者	比率	合格者	比率	合格者	比率	合格者	比率	合格者	比率	合格者	比率	合格者	比率	合格者	比率	合格者	比率	合格者	比率	合格者	比率	合格者	比率	合格者	比率	合格者	比率
3回以内	182	57.1	183	53.0	197	51.8	207	45.1	221	44.6	229	45.1	278	52.9	300	54.2	282	52.5	283	53.9	228	45.5	255	50.3	289	54.2	264	49.2	282	52.5
5回以内	275	86.2	293	84.9	313	82.4	357	77.8	368	74.2	386	76.0	418	79.5	438	79.1	421	78.4	425	81.0	378	75.4	405	79.9	443	83.1	424	79.0	445	82.9
6回以上	44	13.8	52	15.1	67	17.6	102	22.2	128	25.8	122	24.0	108	20.5	116	20.9	116	21.6	100	19.0	123	24.6	102	20.1	90	16.9	113	21.0	92	17.1
合計	319		345		380		459		496		508		526		554		537		525		501		507		533		537		537	
平均回数	3.47		3.60		3.78		4.05		4.19		4.12		3.84		3.81		3.89		3.88		4.21		3.98		3.68		4.04		3.93	

合格年次 (入所) 受験回数	昭49年度		昭50年度		昭51年度		昭52年度		昭53年度		昭56年度		昭57年度		昭58年度		昭59年度		昭60年度		昭61年度		昭62年度		昭63年度		平成元年度		平成2年度	
	合格者	比率	合格者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率	入所者	比率
3回以内	205	41.8	188	39.8	17	39.5	12	26.7	13	26.5	104	21.6	92	20.9	87	19.2	96	21.2	87	19.4	79	16.4	103	21.5	86	17.4	93	18.5	75	15.0
5回以内	381	77.6	357	75.6	33	76.7	28	62.2	35	71.4	253	52.5	210	47.7	224	49.3	235	51.9	227	50.7	222	46.0	231	48.2	214	43.4	216	42.9	207	41.3
6回以上	110	22.4	115	24.4	10	23.3	17	37.8	14	28.6	229	47.5	230	52.3	230	50.7	218	48.1	221	49.3	261	54.0	248	51.8	279	56.6	287	57.1	294	58.7
合計	491		472		43		45		49		482		440		454		453		448		483		479		493		503		501	
平均回数	4.16		4.48		4.1		5.2		4.7		5.62		5.80		5.90		5.83		5.82		6.32		5.88		6.61		6.52		6.66	

- (注) 1 昭和51年度以降は、その年の司法研修所入所者についてのデータである。
 2 昭和51・52・53年度の調査は、その年司法研修所に入所した者の10組中の1組を抽出して行った。
 3 昭和54・55年度のデータはない。
 4 平成元年度、同2年度の調査は、昭和59年度以前の合格者及び不明者を除外して行った。

I 司法試験合格者の合格時の有・無職者等調

区分	合格年度	昭和55年度	昭和58年度	昭和62年度	平成元年度
有職者		175人	118人	85人	124人
無職者		205人	213人	309人	300人
在学生・大学院生		79人	99人	81人	62人
計		459人	430人	475人	486人
全合格者		486人	448人	489人	506人

区分	合格年度	昭和55年度	昭和58年度	昭和62年度	平成元年度
無職率		44.7%	49.5%	65.1%	61.7%
在学生・大学院生を除いた無職率		53.9%	64.4%	78.4%	70.8%

II 司法試験合格者の合格時の無職期間調

期間	合格年度		昭和55年度		昭和58年度		昭和62年度		平成元年度	
	人員	割合	人員	割合	人員	割合	人員	割合		
1年未満	34人	16.6%	27人	12.7%	36人	11.7%	27人	9.0%		
1年以上～2年未満	35人	17.1%	36人	16.9%	37人	12.0%	35人	11.7%		
小計 2年未満	69人	33.7%	63人	29.6%	73人	23.6%	62人	20.7%		
2年以上～3年未満	27人	13.2%	38人	17.8%	55人	17.8%	40人	13.3%		
3年以上～4年未満	27人	13.2%	31人	14.6%	43人	13.9%	57人	19.0%		
4年以上～5年未満	27人	13.2%	22人	10.3%	37人	12.0%	33人	11.0%		
小計 2年以上～5年未満	81人	39.5%	91人	42.7%	135人	43.7%	130人	43.3%		
5年以上～6年未満	14人	6.8%	21人	9.9%	18人	5.8%	28人	9.3%		
6年以上～7年未満	7人	3.4%	12人	5.6%	16人	5.2%	22人	7.3%		
小計 5年以上～7年未満	21人	10.2%	33人	15.5%	34人	11.0%	50人	16.7%		
7年以上～8年未満	18人	8.8%	12人	5.6%	21人	6.8%	23人	7.7%		
8年以上～10年未満	11人	5.4%	7人	3.3%	17人	5.5%	19人	6.3%		
10年以上	5人	2.4%	7人	3.3%	29人	9.4%	16人	5.3%		
小計 7年以上	34人	16.6%	26人	12.2%	67人	21.7%	58人	19.3%		
小計 5年以上	55人	26.8%	59人	27.7%	101人	32.7%	108人	36.0%		
計	205人	100.0%	213人	100.0%	309人	100.0%	300人	100.0%		

(注) 昭和55、58、62年度及び平成元年度司法試験合格者で、それぞれその翌年度に司法研修所に入所した者に対するアンケート調査による。

主要 4 か国の法曹養成制度

1 アメリカ

<p>法学教育とその機関</p>	<p>大学の学士課程では法学教育は行われず、原則として、4年制大学の卒業生に対し3年制のロースクールにおいて法曹を育成するための法学教育が行われている。</p> <p>ロースクールの入学者は、LSATといわれる適性試験の結果と4年制大学での成績を考慮して、選抜される。</p> <p>ロースクールにおいては、法律理論教育のほか法律文書の作成、訴訟事務等の実務教育がなされ、卒業者は法曹資格を取得することが予定されている。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">全国のロースクール</td> <td style="text-align: right;">188校</td> <td style="text-align: right;">(1987年)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">全国のA. B. A (アメリカ法曹協会) 承認ロースクール</td> <td style="text-align: right;">176校</td> <td style="text-align: right;">(1987年)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">A・B・A承認ロースクールの在籍学生数</td> <td style="text-align: right;">118,700人</td> <td style="text-align: right;">(1986年)</td> </tr> </table>	全国のロースクール	188校	(1987年)	全国のA. B. A (アメリカ法曹協会) 承認ロースクール	176校	(1987年)	A・B・A承認ロースクールの在籍学生数	118,700人	(1986年)
全国のロースクール	188校	(1987年)								
全国のA. B. A (アメリカ法曹協会) 承認ロースクール	176校	(1987年)								
A・B・A承認ロースクールの在籍学生数	118,700人	(1986年)								
<p>法曹資格の付与</p>	<p>州が実施するバーエグザミネーションに合格した後、徳性調査を経て、法曹資格が付与される。バーエグザミネーションは、以下のように実施されている。</p> <p>法律試験 46州、1特別区で共通の択一式試験である多州間共通試験を採用し、州独自の論文式試験を併用している。 その余の州は、州独自の論文式試験のみを行っている。 (1986年)</p> <p>職責試験 28州、1特別区が共通の択一式試験を実施しており、その他の州は独自に択一式又は論文式試験を行っている。 (1986年)</p> <p>年2回(2月と7月)実施する州が多いが、ニューヨークなど3州は年3回実施、年1回実施する州が8州ある。</p> <p>各州において、州内の法曹の能力及び過去の合格基準を考慮して、毎回の試験の合格水準が一定になるようにしている。</p> <p>〔受験資格〕 (1986年) 原則として、A. B. A認定ロースクールの出身者(全州) その他、州当局の認定したロースクール出身者(14州)、その他のロースクールの出身者(2州) 弁護士事務所等での学習者(8州)</p> <p>〔回数制限〕 (1986年) 24州において、2～5回までの回数制限がなされている。</p> <p>全国の法律試験受験者 66,861人、同合格者 44,225人、合格率 66% 最高合格率 イリノイ州 90% 最低合格率 カリフォルニア州 41% 最終資格取得者 36,348人 (1985年)</p>									

2 西 ド イ ツ

<p>法学教育とその 機関</p>	<p>大学法学部（すべて州立大学）において3年半の法曹を育成するための法学教育がなされている。 大学法学部においては、法律理論教育が行われるほか、司法機関等において法律実務に関する実習を行うことが必要とされており、卒業者は法曹資格を取得することが予定されている。 在学期間の中に成績評価が行われ、合格の評価を得ることがその後の課程に進む要件とされており、成績評価において不合格であった者は、1年以内に1回に限り再評価を受けることができる。 全国の法学部設置大学数 31校、法学部在籍学生数（1985年） 85,252人</p>
<p>実務教育に進む ための要件</p>	<p>州が実施する司法第1回試験に合格することが要件となる。 受験資格 大学法学部において所要の課程を修了すること（大学在学中に、成績評価に合格し、定められた科目を履修し、所要の実務実習を経ていること。） 回数制限 原則として2回までの回数制限</p>
	<p>全国の司法第1回試験受験者 8,400人、合格者 6,015人、合格率 72 % (1985年)</p>
<p>実 務 教 育</p>	<p>州ごとに設けられている司法修習制度の下で、2年半実務教育が行われる。 裁判所、検察庁、弁護士会、行政機関等において合計2年間 本人の希望する外国の弁護士事務所、企業、大学等の機関において半年間 司法修習生は、条件付任用の州の公務員の地位にあり、給与の支給を受ける。</p>
<p>法曹資格の付与</p>	<p>州が実施する司法第2回試験に合格することが要件となる。 受験資格 司法修習を修了すること 回数制限 原則として2回までの回数制限 全国の司法第2回試験受験者 5,273人、合格者 4,710人、合格率 89 % (1985年)</p>

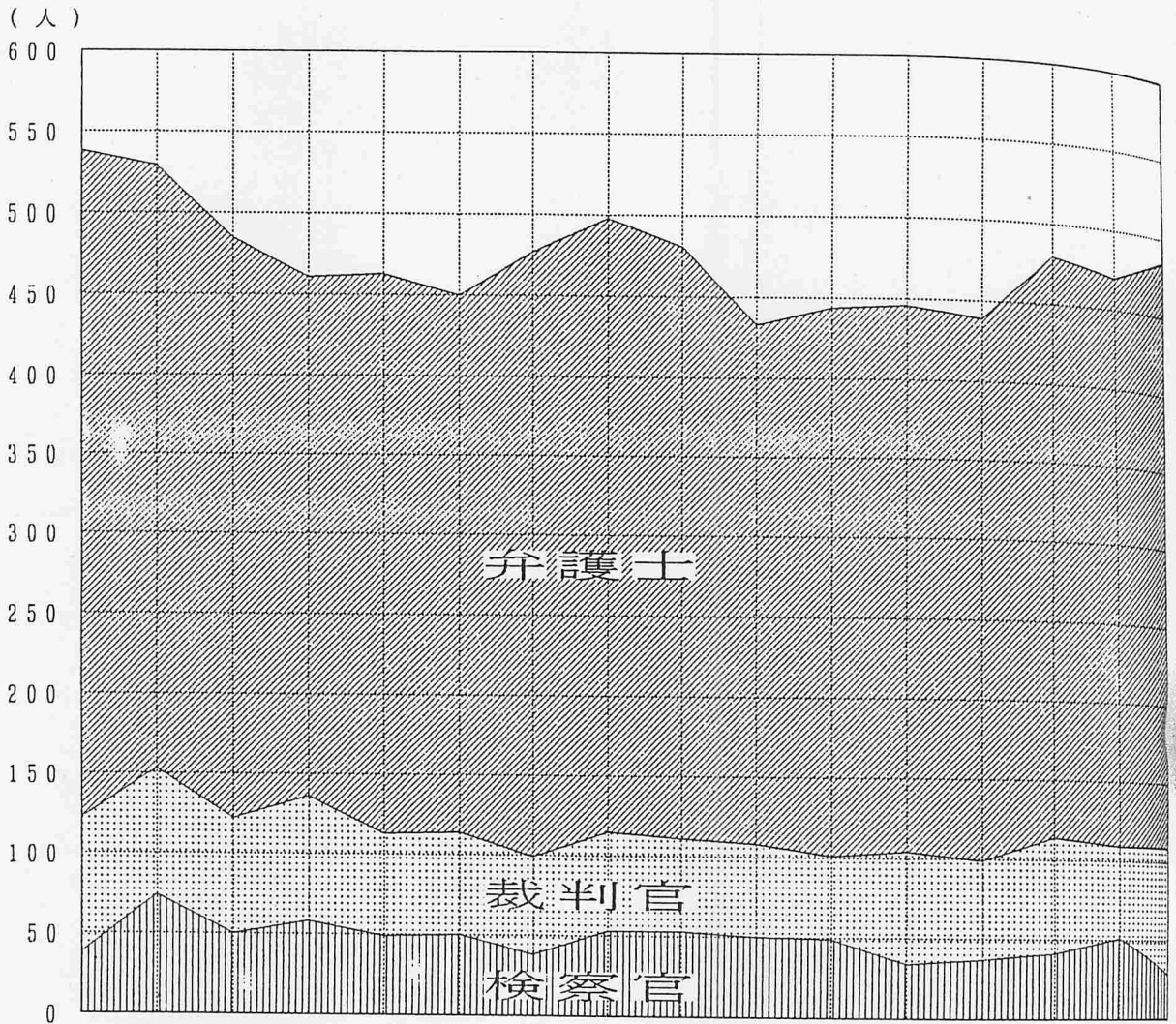
3 イギリス

(イングランド, ウェールズ)

	バ リ ス タ ー	ソ リ シ タ ー
法学教育とその 機関	総合大学法学部又は高等法律専門学校等において、3～4年間法律理論教育がなされる。 これらの機関における法学教育は、広く法律専門職を育成することを目的とするものであり、法曹養成のための理論教育は、原則としてこれらの機関によって行われている。	
実務教育に進む ための要件	総合大学又は高等専門学校等において一定の成績で法律学に関する学位を取得すること 一定の成績で法律学以外の学位を有する者、25歳以上の社会経験を積んだ者は、シテイー大学又はセントラルロンドン高等専門学校において法律学を履修し、法曹としての能力があると認められるか、又は全国4か所の法曹学院で組織する法学教育評議会及びソリシター協会が行うバリスター・ソリシター共通試験に合格すること	総合大学又は高等専門学校等において法律学に関する学位を取得すること 法律学以外の学位を有する者、25歳以上の社会経験を積んだ者は、左記バリスター・ソリシター共通試験に合格すること その他の者は、ソリシター協会が行うソリシター第1次試験に合格すること ソリシター第1次試験においては、3回までの回数制限がなされている。
実務教育	全国4か所の法曹学院の法律学校において、1年間実務教育がなされる。	ソリシター協会の法律学校又は7高等法律専門学校において、1年間実務教育がなされる。
	受講料等の費用が徴収される。法曹学院には奨学金の制度が設けられており、成績要件を満たせば奨学金の支給を受けられる。さらに、資力、成績等の定められた要件を満たせば地方公共団体の奨学金制度の適用を受けることもできる。	受講料等の費用が徴収される。ソリシター協会には奨学金の制度が設けられており、成績要件を満たせば奨学金の支給を受けられる。さらに、資力、成績等の定められた要件を満たせば地方公共団体の奨学金制度の適用を受けることもできる。
法曹資格の付与	法学教育評議会が行うバリスター最終試験に合格し、法曹学院における実務教育課程を修了することを要する。 バリスター最終試験（年2回実施） 回数制限 原則として4回までの回数制限 不合格が1科目までであり、一定の水準に達している場合は、将来不合格科目又は関連科目に合格することを条件に合格の判定を受けられる。 合格率 1回目約60～80% 2回目約25～55% 合格者数 約1,600人	ソリシター協会が行うソリシター最終試験に合格し、ソリシター協会における実務教育課程を修了するとともに、経験あるソリシターの下で2年間実務訓練を経ることを要する。 ソリシター最終試験 ソリシター下での実務訓練の前後に受験することを要する。 不合格が2科目以内であり、一定の水準に達している場合は、3回まで科目別に再受験できる。 受験者数 3,235人 合格者数 2,059人 合格率 64% (1987年)
そ の 他	バリスターの資格取得後、5年以上の経験を有するバリスターの下に1年間勤務することを要する。	

	司 法 官	弁 護 士 (avocat)
法学教育とその機関	<p>大学法学部（全て国立大学）において法律理論教育がなされ、3年間で法学士、4年間で法学修士の学位が取得される。</p> <p>大学法学部における法学教育は、法曹の育成を目的としたものではないが、大学法学部に付置されている司法研究所において下記国立司法学院及び弁護士研修所の入所試験の準備のための教育がなされている。</p> <p>全国の法学部設置大学数 41校</p>	
実務教育	<p>国立司法学院において2年間司法官の養成教育がなされる。</p> <p>養成期間中は、見習公務員の地位にあり、給与の支給を受ける。</p>	<p>控訴院ごとに設けられている全国28か所の弁護士研修所において1年間弁護士の養成教育がなされる。</p> <p>養成期間中は、労働法上の職業訓練者と認定された者は国家から金銭的な援助が受けられ、また弁護士研修所には奨学金の制度が設けられており、要件を満たせば奨学金の支給を受けられる。</p>
実務教育に進むための要件	<p>国立司法学院の入所試験に合格するか、入所選考を経ることを要する。</p> <p>第1種競争試験</p> <p>受験資格 法学士又はこれと同等の学歴のある者</p> <p>回数制限 3回までの回数制限</p> <p>年齢制限 27歳以下</p> <p>受験者数 2,084人 合格者数 195人 合格率 9%</p>	<p>弁護士研修所の入所試験に合格することを要する。</p> <p>受験資格 法学修士</p> <p>回数制限 3回までの回数制限</p> <p>合格率 おおよそ25%</p>
	<p>(1986年)</p> <p>第2種競争試験</p> <p>受験資格 4年以上公務員であった者</p> <p>回数制限 3回までの回数制限</p> <p>年齢制限 40歳以下</p> <p>受験者数 401人 合格者数 50人 合格率 12%</p> <p>(1986年)</p> <p>選考採用</p> <p>資格要件 法学士である以下の者</p> <p> 弁護士、公証人等の職にある者</p> <p> 司法官となる能力・経験を備えた公務員等</p> <p>年齢要件 27歳以上40歳以下</p> <p>入所者数 15人 (1986年)</p>	
法曹資格の付与	<p>国立司法学院において養成課程を修了し、修了試験に合格することにより、司法官に任用される。</p>	<p>弁護士研修所において養成課程を修了し、弁護士職適格試験に合格することにより、弁護士研修所から弁護士職適格証が交付される。</p> <p>弁護士職適格試験</p> <p>回数制限 原則として2回までの回数制限</p> <p>弁護士職適格証を取得した後、2年以上弁護士研修所の監督の下で見習弁護士として研修をすることを要する。</p> <p>見習弁護士数(1985年) 2,768人</p> <p>裁判官、検察官、大学法学部の教授の地位にあった者等は、見習弁護士の研修が免除される。</p>

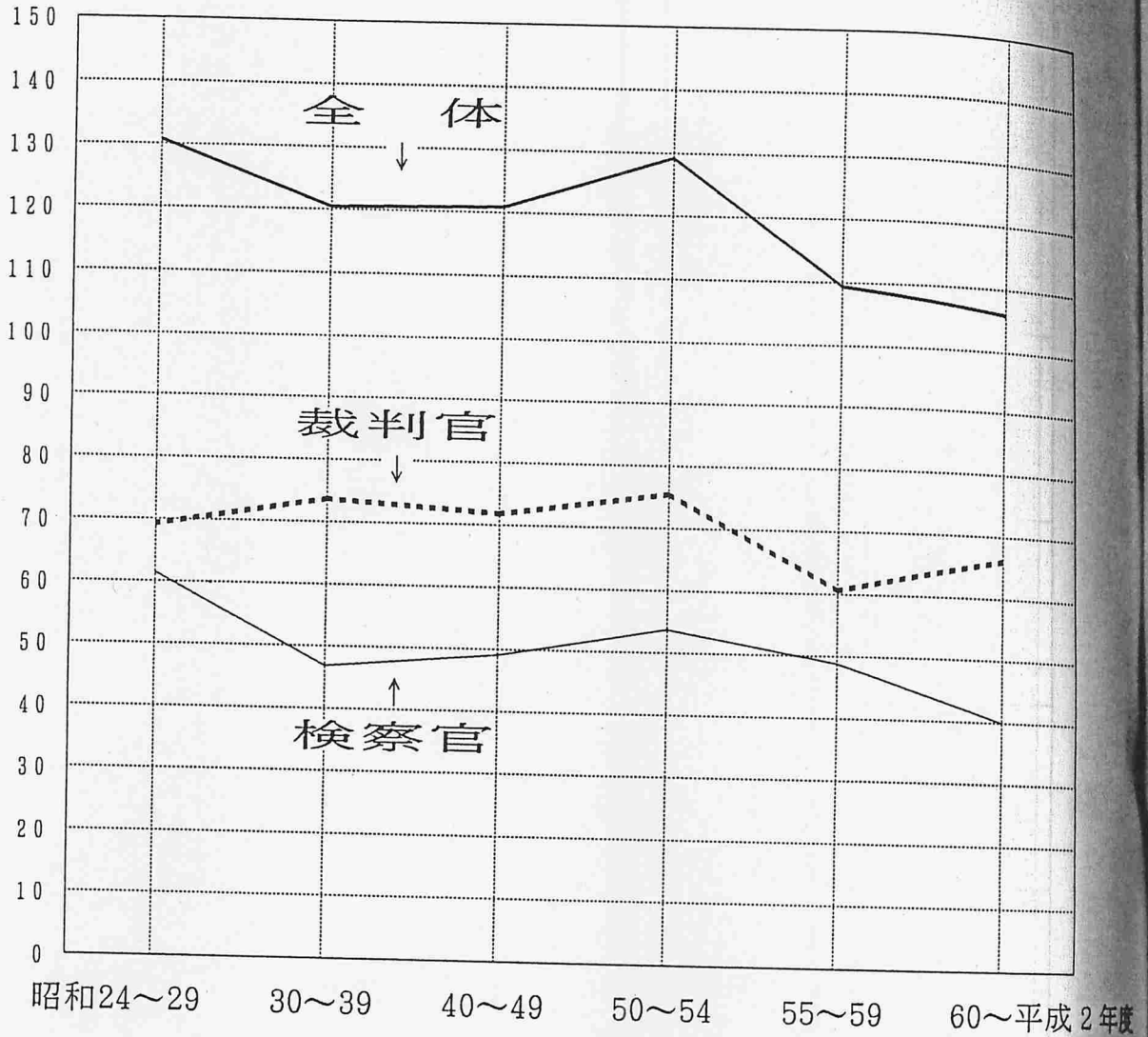
司法修習終了者の任官・弁護士登録状況の推移（昭和50年以降）



昭和	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2
弁護士	416	376	363	325	350	336	378	383	370	325	343	342	340	366	361	376
裁判官	84	79	72	78	64	64	61	62	58	58	52	70	62	73	58	81
検察官	38	74	50	58	49	50	38	53	53	50	49	34	37	41	51	28
合計	538	529	485	461	463	450	477	498	481	433	444	446	439	480	470	485

任官者数の推移（平均）

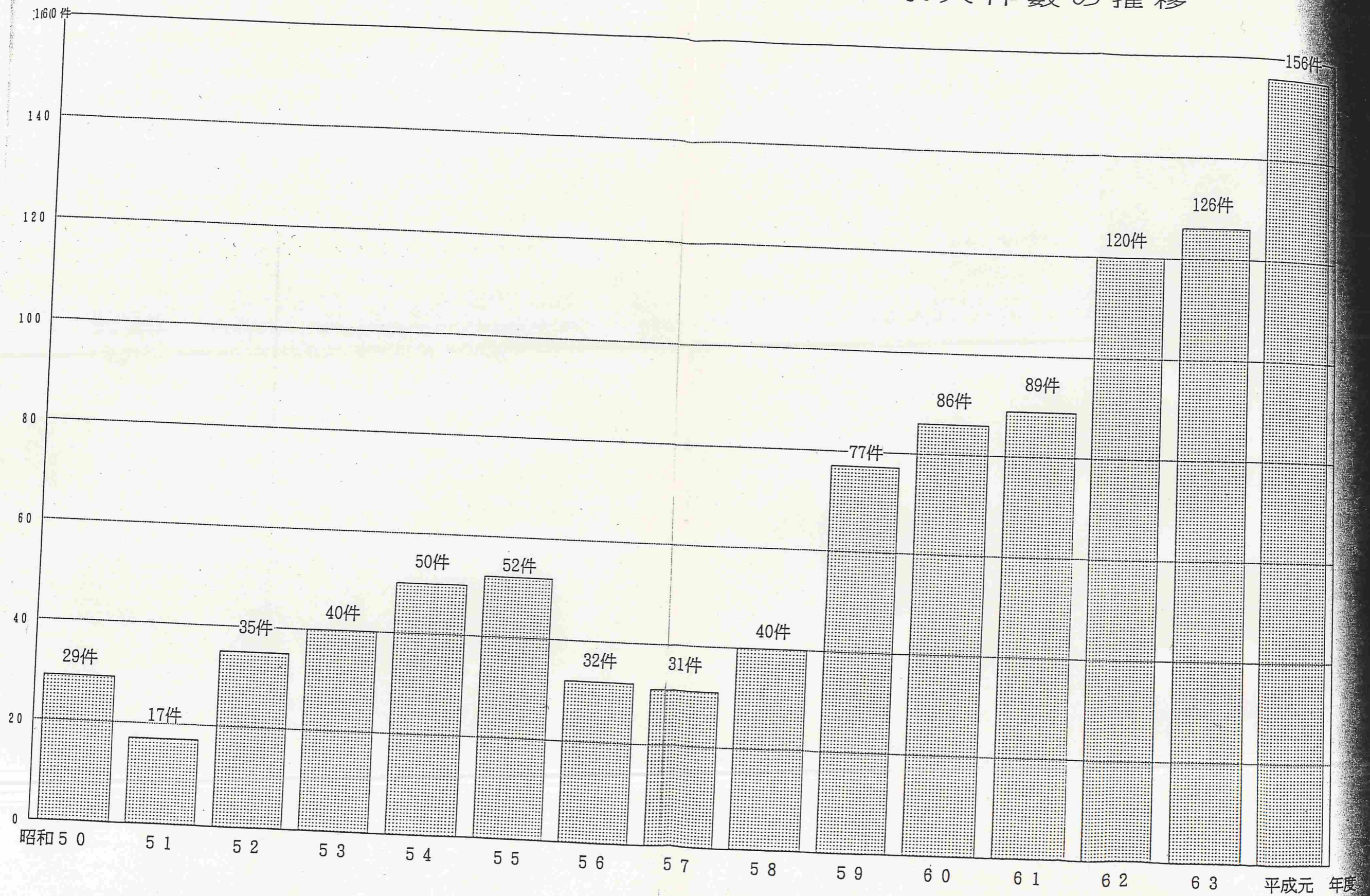
(人)



年 度	24~29	30~39	40~49	50~54	55~59	60~2
全 体	130.7	120.5	120.9	129.2	109.4	106.0
裁 判 官	69.2	73.6	71.8	75.4	60.6	66.0
検 察 官	61.5	46.9	49.1	53.8	48.8	40.0

(注) 本表は、各期間の平均任官者数（司法修習終了者のうち、裁判官、検察官に任官した者の人数）を示すものである。

司法修習終了予定者に対する弁護士求人件数の推移

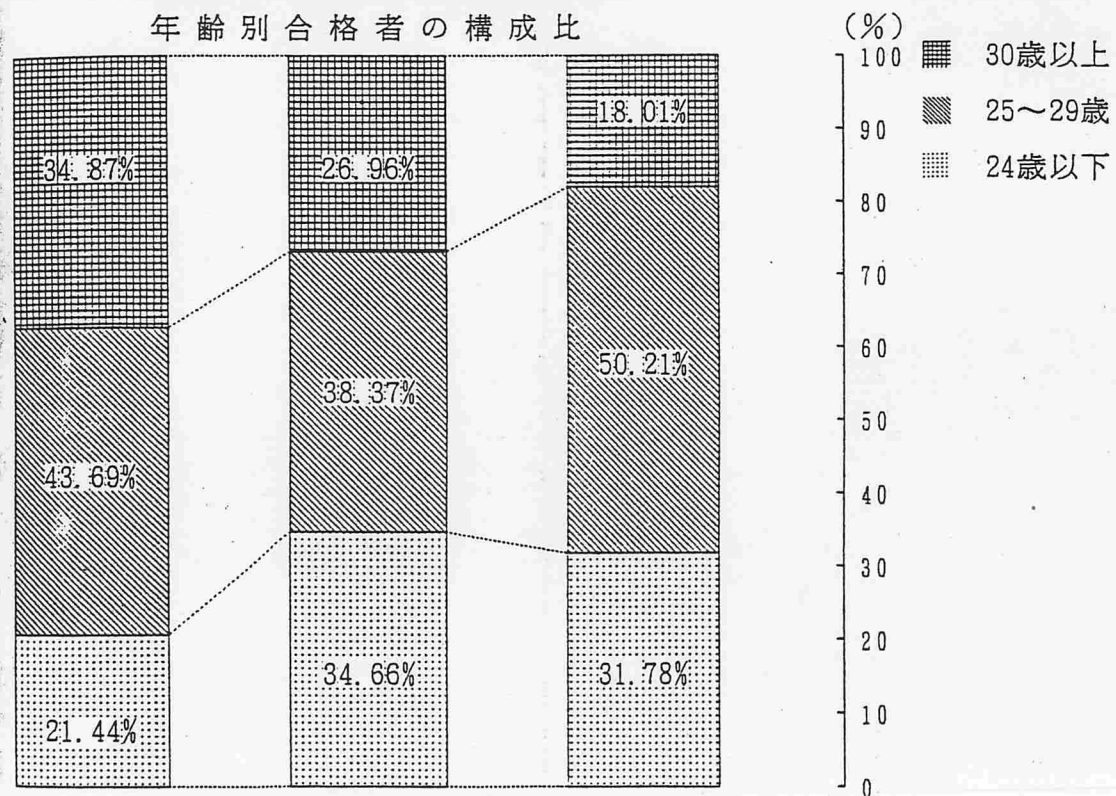


(注) 司法修習終了予定者を対象に、後期修習直前において、全国の法律事務所から司法研修所に提出されている採用条件票による調査である。

合格枠制を実施した場合の年齢別・受験期間別合格者
〔平成2年度論文式試験による試算〕

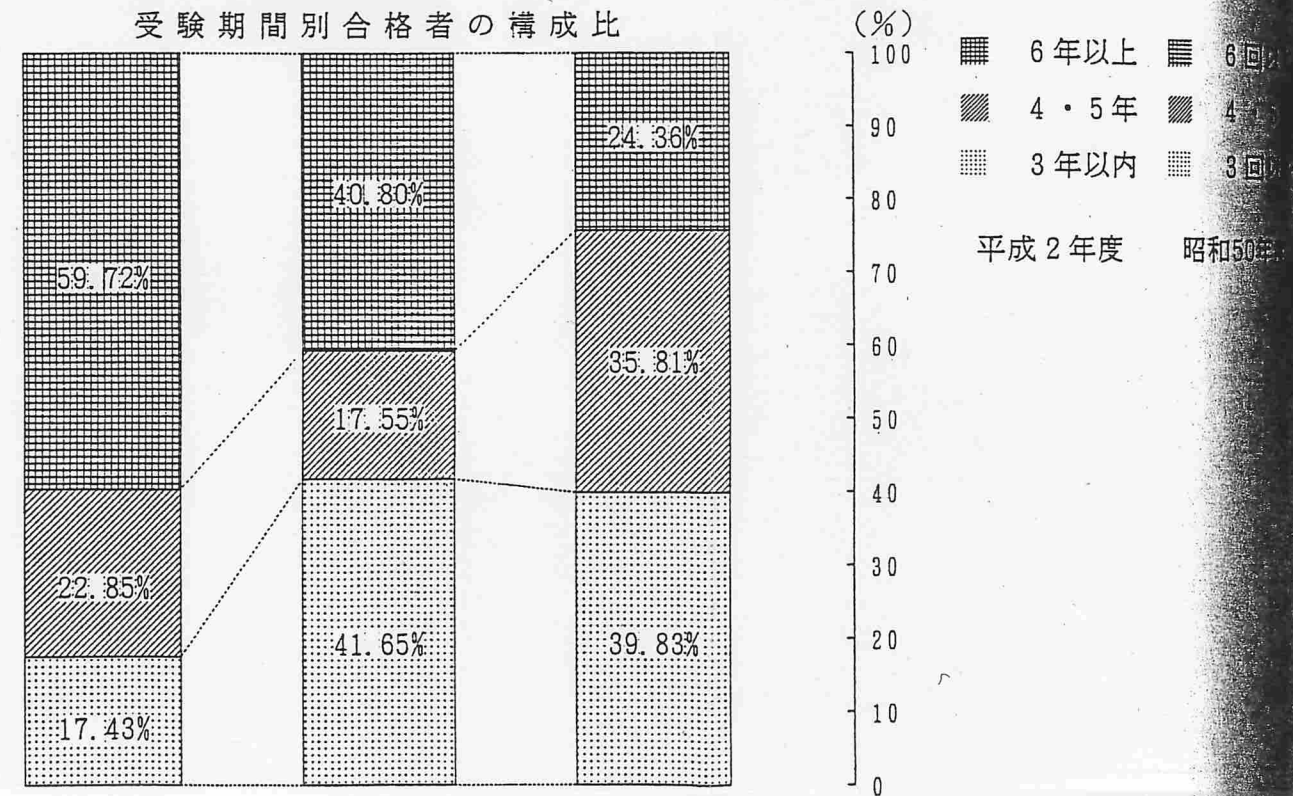
年齢構成	現実の合格者数	合格枠制			参考 昭和50年度の合格者
		無制限枠	3年以内	合計	
合計	499	506	195	701	472
24歳以下 (構成比)	107 (21.44%)	112 (22.13%)	131 (67.18%)	243 (34.66%)	150 (31.78%)
25~29歳 (構成比)	218 (43.69%)	220 (43.48%)	49 (25.13%)	269 (38.37%)	237 (50.21%)
30歳以上 (構成比)	174 (34.87%)	174 (34.39%)	15 (7.69%)	189 (26.96%)	85 (18.01%)
平均年齢	28.65歳	28.60歳	24.60歳	27.49歳	26.75歳

種別	受験期間							
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年以上
現実の合格者数 (構成比)	3 (0.60%)	33 (6.61%)	51 (10.22%)	64 (12.83%)	50 (10.02%)	65 (13.03%)	48 (9.62%)	185 (37.07%)
合格枠制 合計 (構成比)	4 (4.14%)	36 (16.41%)	57 (21.11%)	68 (9.70%)	55 (7.85%)	69 (9.84%)	55 (7.85%)	162 (23.11%)
	25 (2.9)	79 (11.5)	91 (14.8)	68 (9.7)	55 (7.85)	69 (9.84)	55 (7.85)	162 (23.11)
受験回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上
参考 昭和50年度の合格者 (構成比)	21 (4.45%)	72 (15.25%)	95 (20.13%)	79 (16.74%)	90 (19.07%)	40 (8.47%)	16 (3.39%)	59 (12.50%)



現実
[合格枠制]
無制限枠
(506人)
制限枠(3年)
(195人)
(無制限枠優先)

昭和50年度
(参考)



現実
[合格枠制]
無制限枠
(506人)
制限枠(3年)
(195人)
(無制限枠優先)

昭和50年度
(参考)

(注) 1 昭和50年度の合格者に関するデータは、アンケート調査の結果に基づく、実際の受験回数である。

2 平成2年度の合格者に関するデータは、昭和58年度以降初めて受験したときから合格(合格枠制による想定も含む)までの期間である。

司法試験制度改革に関する法曹三者協議の経緯

昭和63年12月19日

司法試験制度改革問題を法曹三者協議会の議題とすることを決定、協議開始。

同日より、おおむね月一回の割合で協議会が開催され、司法試験改革の必要性、改革の方向等について法務省が説明、これに関して協議。

平成元年11月20日（第11回三者協議会）

法務省が「司法試験改革の基本構想」を提示
（別紙1）

平成2年7月25日（第19回三者協議会）

日弁連から、いわゆる検証等を中心とする提案

平成2年10月16日（第22回三者協議会）

「司法試験制度改革に関する基本的合意」が成立
（別紙2）

司法試験制度改革の基本構想

平成元年11月20日

法務省

法曹三者それぞれに優れた人材を十分に確保し、これを通じて国民に対して、量的にも、質的にも一層充実した法的サービスを提供し、国民の法曹三者に対する負託と信頼に応え得るものとするため、司法試験制度に関し、当面緊急に以下の改革を行う。

第1 改革の基本的方向

現行の司法試験に比べて、より多くの者がより短期間に合格し得る試験とする。

第2 改革の具体的内容

1 制度上の改革

(1) 司法試験第二次試験について、下記の各案のいずれかを実施する。

〔甲〕 a 司法試験第二次試験は、初めて受験した年から5年以内に限って受験することができる。ただし、上記制限期間内の最後の試験において筆記試験に合格し、口述試験で不合格となった者は、更に次回の口述試験に限り受験することができる。

b 上記制限の範囲内において不合格となった者は、最後に不合格となった試験の年から5年間経過すれば、再度上記 a と同様の制限の範囲内で受験することができる。

〔乙〕 論文式試験及び口述試験の合格者を決定するに当たり、当該試験の合格者数の100分の80以上に相当する数（最終合格者数約560人）を初回受験から5年以内の受験者から決定し、その余の合格者（同約140人）は初回受験から6年以上の受験者から決定することとする。ただし、後者の合格最低点は前者の合格最低点を下回ることができないものとする。

〔丙〕論文式試験及び口述試験の合格者を決定するに当たり、当該試験の全受験者からその者の受験回数にかかわらず全合格者数の100分の70に相当する数（最終合格者数約500人）の合格者を決定し、その余の合格者（同約200人）を初回受験から3年以内の受験者から決定することとする。

（なお、上記各案の基準となる受験歴は、当然のことながら新制度実施前のものは対象とならない。）

(2) 教養選択科目を廃止する。

2 合格者数

上記1(1)の改革に伴い最終合格者の数を700人程度に増加させるものとする。

3 運用上の措置

上記改革に伴い、運用上所要の措置として、例えば、短答式試験の成績通知等を実施する。

第3 継続的検討事項等

- 1 司法試験と大学における法学教育をよりよく結びつけるため、例えば、受験実績に基づく大学推薦制等の方策につき、検討を継続する。
- 2 この改革の効果が明らかとなった段階で、これを検証しつつ、将来の改革の要否について更に関係者間で協議を行うこととする。

司法試験制度改革に関する基本的合意

1990. 10. 16

法曹三者は、司法試験制度改革について下記のとおり基本的に合意し、さらに細目につき協議を続けるものとする。

この基本的合意は、法曹三者の信頼と互譲に基づいて成立したものであるから、合格者の数並びに検証基準の適用等、合意内容全般の実施にあたっては、三者の信頼と良識に基づいて行うものとする。

第1 改革協議会について

法曹三者は、司法試験制度の抜本的改革を実現するために法曹養成制度等改革協議会（仮称）を設置することとし、その性格、構成、協議事項、発足までの手続、日程等について協議を行い、遅くとも今次改革に必要な法令の改正が完了後直ちに第1回の協議会が開催されるようにすることとする。

第2 司法試験の運用改善について

(1) 法務省は、司法試験の運用改善方策に関して日弁連内で検討されている意見について今次三者協議においてできるだけ論議を尽くしたうえ、相当と思われる改善策については、これを司法試験第二次試験運用等検討小委員会に伝達するなど、その実現に向けて努力する。

(2) 法務省は、特に下記の事項については早急な検討が必要であると考え、その旨司法試験管理委員会、及び司法試験考査委員会に伝達する。

ア 大学法学教育の実情及び受験生の実情を考慮して、司法試験の出題及び採点が司法試験法6条5項の精神により良く合致したものであるための継続的検討

- イ 短答式試験の成績通知等、受験生に対するより多くの情報提供
- ウ 最終合格者の増加に伴う短答式試験合格者数の増加

第3 合格者の増員及び検証等について

1 合格者の増員

合格者は平成3年から600人程度に増加させ、平成5年からは700人程度にする。(合格者の増加数は、平成3年から7年までの間に合計900人以上となることを目途とする。)

2 検証等について

(1) 検証と丙案の実施

ア 検証期間は平成3年から5年間とし、期間中各年ごとに検証を行い、平成7年の試験終了後速やかに丙案実施の可否について決定する。

イ 丙案による合否判定を行う場合には、平成8年以前の受験(新制度発足前のものは除く)を考慮するものとする。

(2) 検証基準

平成7年の検証時点で以下のア及びイのいずれにも該当する場合には、平成8年から丙案による合否判定を行うことはしない。

ア 平成7年の試験において、次の要件の一つが満たされていること。

a 合格者のうち初回受験から3年以内の者(以下「3年以内合格者」という)が30%以上であること。

b 合格者のうち初回受験から5年以内の者(以下「5年以内合格者」という)が60%以上であること。

イ 平成8年以降において上記アのa又はbの数値が安定的なものであり、かつ上昇する傾向が見定められ、数年の後に3年以内合格者が40%程度又は

5年以内合格者が75%程度になることが見込まれること。

この予測に当たっては、次の指標を含む受験者、合格者の変化に関する指標を客観的に分析し、三者の認識を一致させることとする。

- a 新規受験者数の変化
- b 受験者の受験断念状況の変化
- c 3年以内及び5年以内合格者の割合の変化

第4 見直し

平成12年の試験終了後に、それまでの検証結果に基づき、その間に行われた試験方法をその後も継続すべきか（丙案が実施されている場合にはこれの廃止も含む）、他の方法を採用すべきかを協議することとする。

第5 抜本的改革との関係

上記第3の2の（1）のア、第4の期間中にも改革協議会において抜本的改革に関する関係者の合意が得られた場合には、その時点でこれを実施するための措置を直ちに採るものとする。

第6 司法試験管理委員会の運営等について

- 1 法務省は、司法試験管理委員会の庶務をつかさどるに当たり、日弁連推薦委員が日弁連を代表するものであることに十分配慮するものとする。
- 2 司法試験管理委員会の在り方については、改革協議会において協議する。

法制審議會司法試驗制度部会第1回會議資料

司法試驗關係資料

源く月時
齋

目 次

第 1 司法試験の受験・合格状況及び司法修習生の 進路選択状況に関する資料

資料 1	司法試験第二次試験出願者数、合格者数の推移	1
資料 2	司法試験合格者の受験回数調（昭和34～平成2年度）	2
資料 3 - ①	最近23年間の司法試験出願者・合格者の動向（昭和43～平成元年）	4
資料 3 - ②	司法試験年齢別合格者数の推移（昭和43～平成元年）〔棒グラフ〕	5
資料 3 - ③	司法試験合格者年齢別構成の推移（昭和43～平成元年）〔棒グラフ〕	6
資料 4 - ①	司法試験合格者の合格時の有・無職者等及び無職期間調（55, 58, 62, 元年度）	7
資料 4 - ②	司法試験合格者の合格時の有・無職者等及び無職期間調（55, 58, 62, 元年度） 〔棒グラフ〕	8
資料 5 - ①	生年別の司法試験合格者数	9
資料 5 - ②	生年別の司法試験合格者数〔折れ線グラフ〕	10
資料 6	司法試験出願動向と法学部入学定員の推移（昭和43～平成2年度）〔折れ線グラフ〕	11
資料 7 - ①	継続受験者の受験回数別・年令別断念状況	12
資料 7 - ②	継続受験者の受験回数別・年令別断念状況〔折れ線グラフ〕〔棒グラフ〕	13
資料 8 - ①	司法修習終了者の任官・弁護士登録状況の推移（実数）〔折れ線グラフ〕	14
資料 8 - ②	司法修習終了者の任官・弁護士登録状況の推移（構成比）〔折れ線グラフ〕	15

資料 9	任官者数の推移〔折れ線グラフ〕〔棒グラフ〕	16
------	-----------------------	----

第2 司法試験の受験・合格状況の分析資料

資料 10	平成元年度司法試験受験者の受験回数別・年齢別合否調（最終合格者分）	17
資料 11	平成元年度の受験者の受験回数別合否調〔棒グラフ〕	19
資料12-①	司法試験の各試験ごとの受験回数別合格者数等（昭和62年度）	20
資料12-②	司法試験の各試験ごとの受験回数別合格者数等（昭和63年度）	21
資料12-③	司法試験の各試験ごとの受験回数別合格者数等（平成元年度）	22
資料 13	司法試験合格者の年齢別合格率指数の推移（昭和46, 52, 58, 平成元年度）〔折れ線グラフ〕	23
資料 14	昭和58年度以降の年齢別・試験別合格者数・合格率	24
資料15-①	短答式試験の受験回数別・得点別人数分布（昭和62年度）〔折れ線グラフ〕 受験回数（3回以内, 4回, 5回以上）	26
資料15-②	短答式試験の受験回数別・得点別人数分布（昭和62年度）（構成比）〔棒グラフ〕 受験回数（3回以内, 4回, 5回以上）	27
資料16-①	論文式試験の受験回数別・得点別人数分布（昭和62年度）〔折れ線グラフ〕 受験回数（3回以内, 4回, 5回以上）	28

資料16-②	論文式試験の受験回数別・得点別人数分布（昭和62年度）（構成比）〔棒グラフ〕	
	受験回数（3回以内，4回，5回以上）	29
資料17-①	短答式試験の受験回数別・得点別人数分布（昭和63年度）〔折れ線グラフ〕	
	受験回数（3回以内，4回，5回，6回以上）	30
資料17-②	短答式試験の受験回数別・得点別人数分布（昭和63年度）（構成比）〔棒グラフ〕	
	（3回以内，4回，5回，6回以上）	31
資料18-①	論文式試験の受験回数別・得点別人数分布（昭和63年度）〔折れ線グラフ〕	
	受験回数（3回以内，4回，5回，6回以上）	32
資料18-②	論文式試験の受験回数別・得点別人数分布（昭和63年度）（構成比）〔棒グラフ〕	
	受験回数（3回以内，4回，5回，6回以上）	33
資料19-①	短答式試験の受験回数別・得点別人数分布（平成元年度）〔折れ線グラフ〕	
	受験回数（3回以内，4回，5回，6回，7回以上）	34
資料19-②	短答式試験の受験回数別・得点別人数分布（平成元年度）（構成比）〔棒グラフ〕	
	受験回数（3回以内，4回，5回，6回，7回以上）	35
資料20-①	論文式試験の受験回数別・得点別人数分布（平成元年度）〔折れ線グラフ〕	
	受験回数（3回以内，4回，5回，6回，7回以上）	36
資料20-②	論文式試験の受験回数別・得点別人数分布（平成元年度）（構成比）〔棒グラフ〕	
	受験回数（3回以内，4回，5回，6回，7回以上）	37
資料 21	昭和62年度短答式試験受験者の受験回数別平均得点〔棒グラフ〕〔折れ線グラフ〕	38

資料	22	昭和62年度論文式試験受験者の受験回数別平均得点〔棒グラフ〕〔折れ線グラフ〕	39
資料	23	昭和63年度短答式試験受験者の受験回数別平均得点〔棒グラフ〕〔折れ線グラフ〕	40
資料	24	昭和63年度論文式試験受験者の受験回数別平均得点〔棒グラフ〕〔折れ線グラフ〕	41
資料	25	平成元年度短答式試験受験者の受験回数別平均得点〔棒グラフ〕〔折れ線グラフ〕	42
資料	26	平成元年度論文式試験受験者の受験回数別平均得点〔棒グラフ〕〔折れ線グラフ〕	43
資料	27	昭和63年度司法試験合格者の成績推移（昭和54～62年度受験開始者） 〔折れ線グラフ〕	44

第3 司法試験制度に関する資料

資料	28	裁判所法，司法試験法等の条文	53
資料	29	司法試験法改正経緯	57
資料	30	司法試験制度改革の経過	65
資料	31	司法試験の実施・運用に関する最近の主な改善経過	67
資料	32	主要4か国の法曹養成制度	68

第4 具体的改革案に関する資料

資料 33	司法試験制度改革に関する経緯	72
資料 34	司法試験制度改革の基本構想	74
資料 35	日本における法曹人口及び総人口の推移（明治23～平成2年）	75
資料 36	司法修習終了予定者に対する弁護士求人件数一覧表（昭和50～平成元年度）	76
資料 37	司法修習終了予定者に対する弁護士求人件数の推移（昭和50～平成元年度） 〔棒グラフ〕	77
資料 38	司法試験合格者増加に関する将来予測（筑波大学大学院経営システム科学）	78
資料 39	合格枠制を実施した場合の年齢別・受験期間別合格者（平成元年度論文式試験による試算）	91
資料 40	合格枠制による昭和61年度制限枠想定合格者（同年度不合格者）のその後の 合格・断念等の動向	92
資料 41	合格枠制による昭和61年度制限枠想定合格者（年齢階層別）のその後の合格・ 断念等の動向	93
資料 42	過去七年間の論文式試験における非法律選択科目別の受験・合格動向	94
資料 43	論文式試験における非法律選択科目別の受験・合格者数及び合格率 （昭和58～平成元年度の平均）〔棒グラフ〕〔折れ線グラフ〕	95
資料 44	論文式試験における非法律選択科目別の受験・合格者数及び平均年齢 （昭和58～平成元年度の平均）〔棒グラフ〕〔折れ線グラフ〕	96

法制審議会司法試験制度部会第2回会議資料

司 法 試 験 関 係 資 料

源付有略



目 次

第1 司法試験の受験・合格状況及び司法修習生の進路選択状況に関する資料

資料 46	平成2年度司法試験第二次試験結果	1
資料 47	司法試験合格者の司法試験受験予備校等通学経験調	2

第2 司法試験の受験・合格状況の分析資料

資料 48	司法試験短答式試験合格者の24歳以下の構成比と平均年齢	3
資料 49	短答式試験合格者を3,000人程度とした場合の司法試験合格者〔受験回数別構成比〕	4
資料 50	短答式試験合格者を3,000人程度とした場合の司法試験合格者〔年齢別構成比〕	5
資料 51	短答式試験合格得点別論文式試験合格率	6

第3 司法試験制度に関する資料

資料 52	司法試験運用改善の問題点	7
-------	--------------	---

第4 具体的改革案に関する資料

資料 53	合格枠制を実施した場合の年齢別・受験期間別合格者（平成2年度論文式試験による試算）	8
-------	---	---

法制審議会司法試験制度部会第3回会議資料

司 法 試 験 関 係 資 料

1311
圖

目 次

第1 司法試験の受験・合格状況及び司法修習生の進路選択状況に関する資料

資料	54	司法試験第一次試験合格者等調	1
資料	55	第一次試験合格者の第二次試験合格等調	2
資料	56	司法試験合格者の受験回数別構成比等の推移（参考資料番号：2）	3
資料	57	司法試験合格者の受験回数の推移〔実数〕（参考資料番号：2）	4
資料	58	司法試験合格者の受験回数の推移〔構成比〕（参考資料番号：2）	5

第2 司法試験の受験・合格状況の分析資料

資料	59	短答式試験合格得点別論文式試験合格率（参考資料番号：51）	6
----	----	-------------------------------	---

第3 司法試験制度に関する資料

資料	60	司法試験制度と他の試験制度との比較	7
----	----	-------------------	---

第4 具体的改革案に関する資料

資料	61	「司法試験制度改革の基本構想」に関する大学の意見	9
----	----	--------------------------	---

(注) 参考資料番号は、過去提出の「司法試験制度部会会議資料」における番号である。

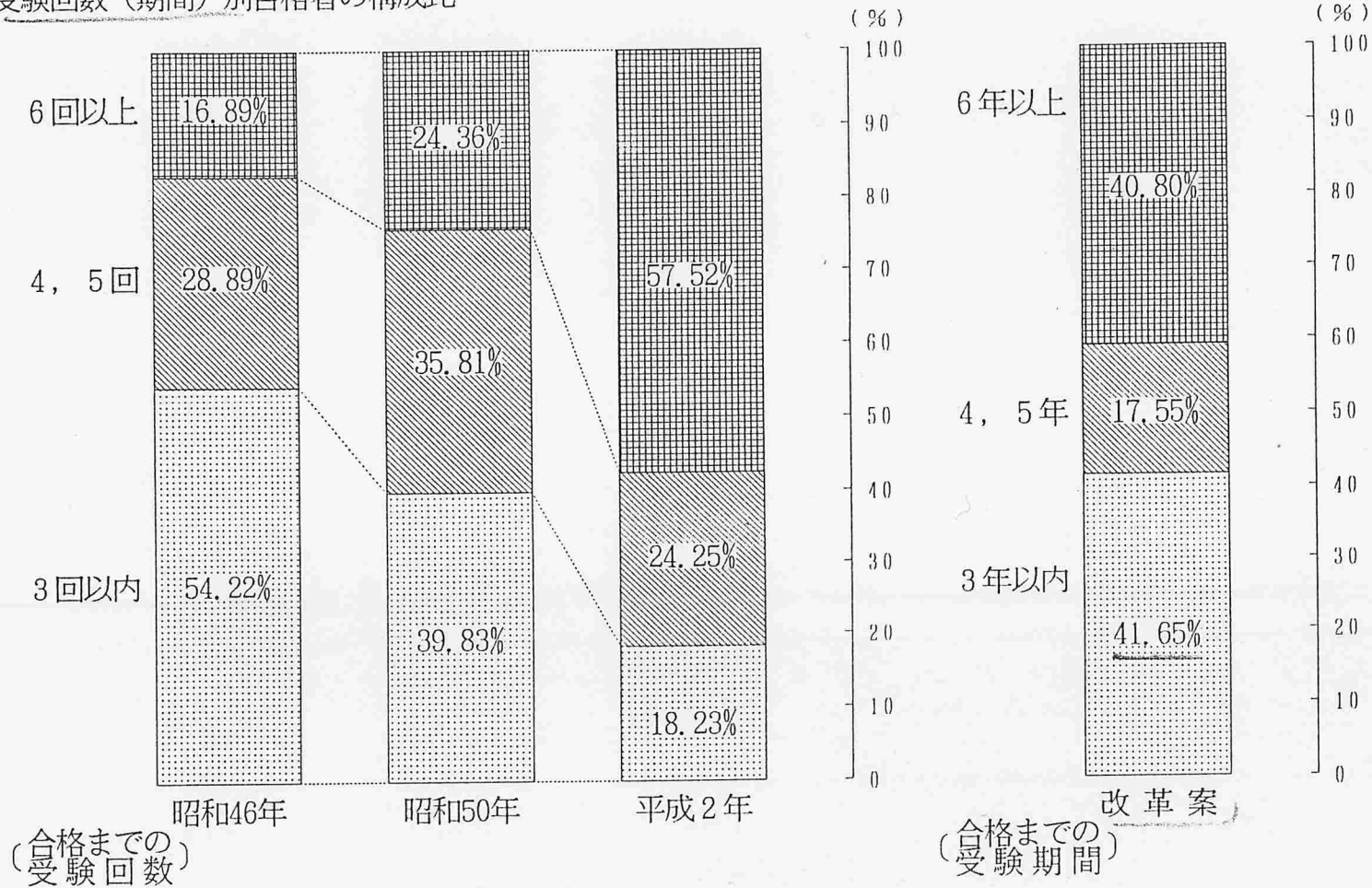
〒2,12,4

平成3年以降の司法試験における
合格者数・検証・合格枠制の実施

	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
合格者数	600人	600人	700人	700人	700人	700人
検証 合格枠制	検証開始				検証終了	合格枠制 実施

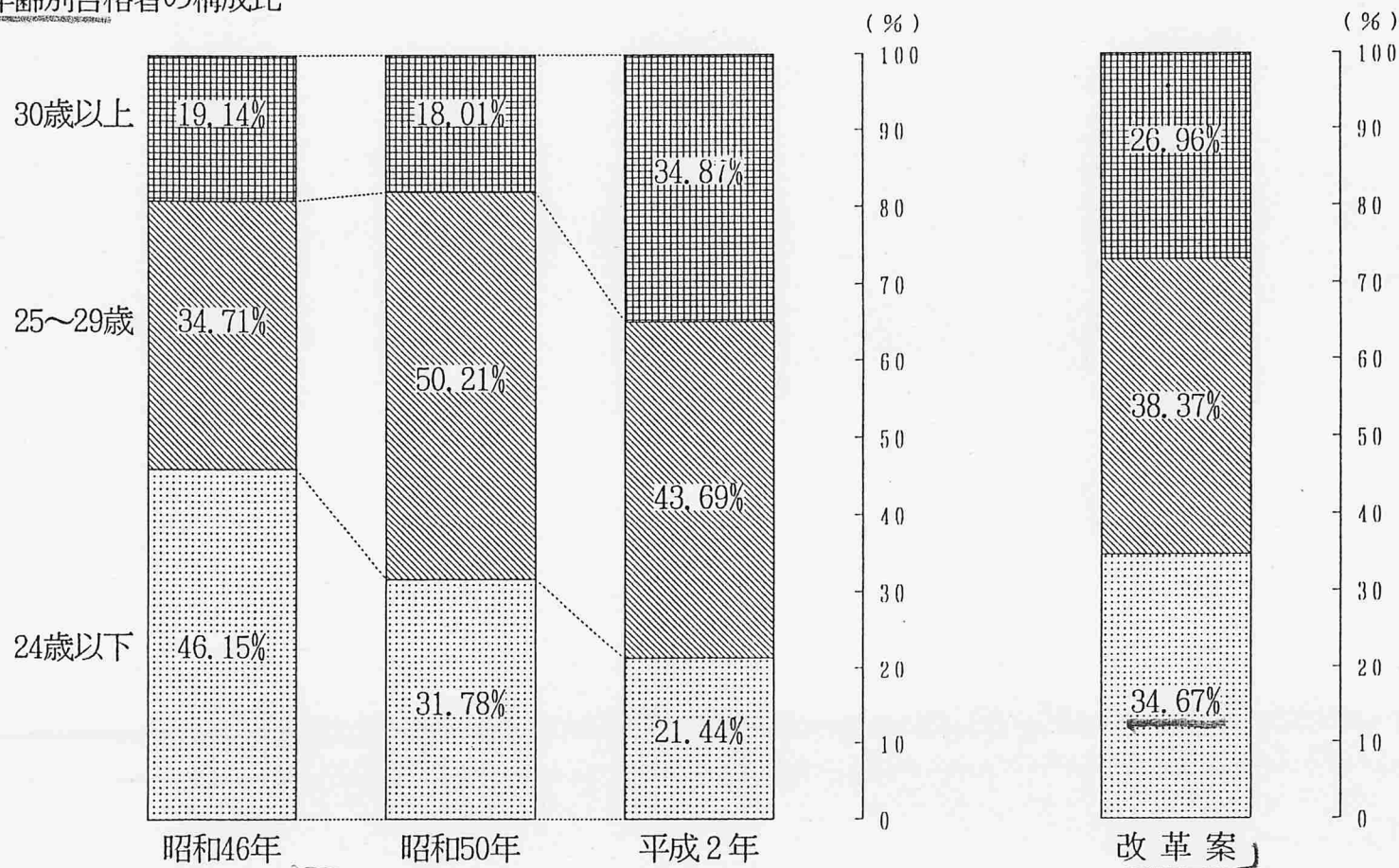
〒2,11,4

1 受験回数（期間）別合格者の構成比



(注) 合格者の大部分が毎年受験しているため、合格までの受験回数と受験期間はおおむね一致する。

2 年齢別合格者の構成比



司法試験制度改革に関する基本的合意

法曹三者は、司法試験制度改革について下記のとおり基本的に合意し、さらに細目につき協議を続けるものとする。

この基本的合意は、法曹三者の信頼と互譲に基づいて成立したものであるから、合格者の数並びに検証基準の適用等、合意内容全般の実施にあたっては、三者の信頼と良識に基づいて行うものとする。

第1 改革協議会について

法曹三者は、司法試験制度の抜本的改革を実現するために法曹養成制度改革協議会（仮称）を設置することとし、その性格、構成、協議事項、発足までの手続、日程等について協議を行い、遅くとも今次改革に必要な法令の改正が完了後直ちに第1回の協議会が開催されるようにすることとする。

第2 司法試験の運用改善について

(1) 法務省は、司法試験の運用改善方策に関して日弁連内で検討されている意見について今次三者協議においてできるだけ論議を尽くしたうえ、相当と思われる改善策については、これを司法試験第二次試験運用等検討小委員会に伝達するなど、その実現に向けて努力する。

(2) 法務省は、特に下記の事項については早急な検討が必要であると考え、その旨司法試験管理委員会、及び司法試験考査委員会に伝達する。

ア 大学法学教育の実情及び受験生の実情を考慮して、司法試験の出題及び採点が司法試験法6条5項の精神により良く合致したものであるための継続的検討

イ 短答式試験の成績通知等、受験生に対するより多くの情報提供

ウ 最終合格者の増加に伴う短答式試験合格者数の増加

第3 合格者の増員及び検証等について

1 合格者の増員

合格者は平成3年から600人程度に増加させ、平成5年からは700人程度にする。(合格者の増加数は、平成3年から7年までの間に合計900人以上となることを目途とする。)

2 検証等について

(1) 検証と丙案の実施

ア 検証期間は平成3年から5年間とし、期間中各年ごとに検証を行い、平成7年の試験終了後速やかに丙案実施の可否について決定する。

イ 丙案による合否判定を行う場合には、平成8年以前の受験(新制度発足前のものは除く)を考慮するものとする。

(2) 検証基準

平成7年の検証時点で以下のア及びイのいずれにも該当する場合には、平成8年から丙案による合否判定を行うことはしない。

ア 平成7年の試験において、次の要件の一つが満たされていること。

a 合格者のうち初回受験から3年以内の者(以下「3年以内合格者」という)が30%以上であること。

b 合格者のうち初回受験から5年以内の者(以下「5年以内合格者」という)が60%以上であること。

イ 平成8年以降において上記アのa又はbの数値が安定的なものであり、かつ上昇する傾向が見定められ、数年の後に3年以内合格者が40%程度又は

5年以内合格者が75%程度になることが見込まれること。

この予測に当たっては、次の指標を含む受験者、合格者の変化に関する指標を客観的に分析し、三者の認識を一致させることとする。

- a 新規受験者数の変化
- b 受験者の受験断念状況の変化
- c 3年以内及び5年以内合格者の割合の変化

第4 見直し

平成12年の試験終了後に、それまでの検証結果に基づき、その間に行われた試験方法をその後も継続するべきか（丙案が実施されている場合にはこれの廃止も含む）、他の方法を採用するべきかを協議することとする。

第5 抜本的改革との関係

上記第3の2の（1）のア、第4の期間中にも改革協議会において抜本的改革に関する関係者の合意が得られた場合には、その時点でこれを実施するための措置を直ちに採るものとする。

第6 司法試験管理委員会の運営等について

- 1 法務省は、司法試験管理委員会の庶務をつかさどるに当たり、日弁連推薦委員が日弁連を代表するものであることに十分配慮するものとする。
- 2 司法試験管理委員会の在り方については、改革協議会において協議する。